

令和 6 年 9 月定例会

# 環境農林水産常任委員会会議録

令和 6 年 9 月 19 日・24 日

場 所 第 4 委員会室



令和6年9月19日(木曜日)

午前10時7分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和6年度宮崎県一般会計補正  
予算(第4号)

○議案第21号 令和6年度宮崎県一般会計補正  
予算(第5号)

○報告事項

・県が出資している法人等の経営状況について  
一般社団法人宮崎県林業公社

公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター

公益社団法人宮崎県農業振興公社

一般財団法人宮崎県内水面振興センター

一般財団法人宮崎県水産振興協会

一般社団法人宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金  
協会

一般社団法人宮崎県家畜改良事業団

一般社団法人宮崎県酪農公社

○その他報告事項

・第四次宮崎県環境基本計画に基づく令和5年  
度の取組について

・第八次宮崎県森林・林業長期計画に基づく令  
和5年度の取組について

・野生鳥獣による農林作物等の令和5年度被害  
額について

・令和6年8月8日の地震による森林・林業関  
係被害状況について

・令和6年台風第10号による森林・林業関係被  
害状況について

・第八次宮崎県農業・農村振興長期計画 令和  
5年度の主な取組について

・第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画 令  
和5年度の主な取組について

・野生鳥獣による農林作物等の令和5年度被害  
額について

・令和6年8月8日の日向灘沖の地震及び令和

6年台風第10号に伴う農水産業関係被害につ  
いて

○閉会中の継続審査について

出席委員(8人)

|         |         |
|---------|---------|
| 委 員 長   | 内 田 理 佐 |
| 副 委 員 長 | 永 山 敏 郎 |
| 委 員     | 中 野 一 則 |
| 委 員     | 日 高 博 之 |
| 委 員     | 佐 藤 雅 洋 |
| 委 員     | 荒 神 稔   |
| 委 員     | 工 藤 隆 久 |
| 委 員     | 脇 谷 のりこ |

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

|                              |         |
|------------------------------|---------|
| 環 境 森 林 部 長                  | 長 倉 佐知子 |
| 環 境 森 林 部 次 長<br>( 総 括 )     | 田 代 暢 明 |
| 環 境 森 林 部 次 長<br>( 技 術 担 当 ) | 松 井 健太郎 |
| 環 境 森 林 課 長                  | 壺 岐 さおり |
| 環 境 管 理 課 長                  | 落 合 克 紀 |
| 循 環 社 会 推 進 課 長              | 長 友 和 也 |
| 自 然 環 境 課 長                  | 川 畑 昭 一 |
| 森 林 経 営 課 長                  | 松 永 雅 春 |
| 再 造 林 推 進 室 長                | 永 田 誠 朗 |
| 山 村 ・ 木 材 振 興 課 長            | 二 見 茂   |
| み や ざ き ス ギ<br>活 用 推 進 室 長   | 笹 山 寿 樹 |
| 工 事 検 査 監                    | 宮 川 美 品 |
| 林 業 技 術 セ ン タ ー 所 長          | 池 田 孝 行 |
| 木 材 利 用 技 術<br>セ ン タ ー 所 長   | 上 野 清 文 |

農政水産部

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 農政水産部長            | 殿所大明  |
| 農政水産部次長<br>(総括)   | 川畑敏彦  |
| 農政水産部次長<br>(技術担当) | 柳田敬   |
| 畜産局長              | 河野明彦  |
| 農村振興局長            | 戸高久吉  |
| 水産局長              | 西府稔也  |
| 農政企画課長            | 原田大志  |
| 中山間農業振興室長         | 下田透   |
| 農業流通ブランド課長        | 押川裕文  |
| 農業普及技術課長          | 戸高知也  |
| 農産園芸課長            | 白石浩司  |
| 畜産振興課長            | 鴨田和広  |
| 家畜防疫対策課長          | 坂元和樹  |
| 農村計画課長            | 城ヶ崎浩一 |
| 農村整備課長            | 上村一久  |
| 担い手農地対策課長         | 梶原正太郎 |
| 水産政策課長            | 西田貴亮  |
| 漁業管理課長            | 安田広志  |
| 漁港漁場整備室長          | 那須紘之  |
| 工事検査監             | 甲斐岳彦  |
| 総合農業試験場長          | 松田義信  |
| 畜産試験場長            | 水野和幸  |
| 県立農業大学校長          | 馬場勝   |
| 水産試験場長            | 大村英二  |

事務局職員出席者

|         |      |
|---------|------|
| 議事課主任主事 | 増村竜史 |
| 議事課主任主事 | 青野奈月 |

○内田委員長 それでは、ただいまから環境農  
林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、御覧のとおりではありますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時7分休憩

午前10時8分再開

○内田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

傍聴される皆様をお願いいたします。傍聴人は受付の際、お渡ししました「傍聴人の守るべき事項」にありますとおり、声を出したり、拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○長倉環境森林部長 環境森林部でございます。

初めに、先月8日に発生しました日向灘を震源とする最大震度6弱の地震、また先月下旬の過去最強クラスの勢力の台風第10号により、けがや住宅の損壊などの被害に遭われた県民の皆様にご心よりお見舞いを申し上げます。

森林林業関係の被害状況につきましては、後ほど資料により御説明いたしますが、当部としては、国や市町村、関係機関と連携しながら早期復旧に向けて迅速に対応してまいります。

それでは座って説明させていただきます。

資料 2 ページの目次を御覧ください。

本日、御審議いただきます議案は、1 の予算議案として、議案第 1 号「令和 6 年度宮崎県一般会計補正予算（第 4 号）」であります。

そのほか、2 の報告事項として、地方自治法及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例に基づき、県が出資している法人のうち当部が所管する法人の経営状況について御報告いたします。

また、3 のその他報告事項として、第四次宮崎県環境基本計画に基づく令和 5 年度の取組についてなど、5 項目について報告いたします。

3 ページを御覧ください。

この表は、議案第 1 号に関する歳出予算を課別に集計したものでございます。今回の補正では、表の 2 行目、一般会計の行を横に見ただいて、補正額の欄にございますように 2 億 1,479 万 6,000 円の増額をお願いしております。この結果、一般会計の補正後の額は 213 億 3,947 万 3,000 円となります。

また表の 1 行目、環境森林部の一般会計と特別会計を合わせました補正後の額は 225 億 9,491 万 8,000 円となります。

4 ページを御覧ください。

繰越明許費補正（追加）について一覧にしております。

まず自然環境課の「山地治山事業」につきましては、工法の検討等に日時を要したことにより翌年度への繰越しをお願いするものです。

また森林経営課の「地方創生道整備推進交付金事業」及び「森林環境保全整備事業」につきましては、用地交渉等に日時を要したことにより工期が不足するため、「山のみち地域づくり交付金事業」につきましては、工法の検討等に日

時を要したことにより翌年度への繰越しをお願いするものです。繰越額は合計で 17 億 9,486 万 7,000 円となります。

議案等の詳細につきましては、担当課長より御説明いたします。

○内田委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○川畑自然環境課長 資料の 5 ページを御覧ください。

自然環境課の補正額は、自然環境課計の左から 3 列目、補正額の欄に記載のとおり 2 億 1,479 万 6,000 円の増額であります。この結果、補正後の予算額は右から 3 列目の補正後の額の欄にありますとおり 39 億 4,950 万円となります。

資料の 6 ページへお進みください。

（事項）緊急治山事業費につきまして 2 億 1,479 万 6,000 円の増額をお願いしております。

右側の説明及び事業名の欄を御覧ください。

今回は、災害復旧等に伴う補正であります。6 月の豪雨で被災した椎葉村の小原地区ほか 1 か所の復旧整備を行うものであります。

○内田委員長 執行部の説明が終了しました。議案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○松永森林経営課長 常任委員会資料 7 ページを御覧ください。

県が出資している法人等の経営状況について、私からは一般社団法人宮崎県林業公社について説明いたします。

宮崎県林業公社は（１）設立の目的にありますように、造林、育林等の事業を通して県土の保全等を図り、もって地域経済の振興と住民の福祉の向上に寄与することを目的として昭和42年に設立されております。

（２）社員につきましては、県と12市町村、4森林組合など合わせて19団体であります。

（３）組織につきましては、役員は16名、職員は7名となっております。

（４）出資状況につきましては、総出資額は1,350万円で、このうち県出資金が500万円、出資比率は37%となっております。

それでは、次に、令和6年9月県議会定例会提出報告書について、冊子の報告書では33ページ、データの報告書では37ページを御覧ください。

まず、令和5年度事業報告書についてであります。

1の事業概要について、宮崎県林業公社では令和5年3月に改定いたしました第4期経営計画（改訂計画）に基づき、経営改善に努めながら、以下の（１）～（５）にありますように、計画的な主伐販売や補助事業を活用した利用間伐などの業務に取り組んでおります。

次に、冊子では34ページ、データでは38ページを御覧ください。

2の事業実績について、令和5年度は（１）の間伐による分収林の適正な管理や（２）の作業路開設による生産性の向上などに取り組んでおります。

次に、財務状況等についてであります。冊子では155ページ、データでは159ページを御覧ください。

令和6年度宮崎県出資法人等経営評価報告書で説明いたします。

初めに、中ほどの県関与の状況ですが、人的支援では右側の令和6年度の欄のとおり、合計16名の役員のうち常勤役員は県退職者が1名、非常勤役員は県職員が2名、県退職者が2名となっております。また合計7名の職員のうち県職員が2名、県退職者が1名となっております。

その下の財政支出等ですが、令和5年度は県補助金が7,075万3,000円のほか、公社への無利子貸付けになります県借入金残高が令和5年度末現在290億993万7,000円、その下の県の損失補償契約等に基づく債務残高が35億53万1,000円などとなっております。

次に、主な県財政支出の内容ですが、①の林業公社貸付金が、令和5年度は6億8,758万円などとなっております。

次に、活動指標ですが、2つの指標を掲げており、①の契約延長面積は達成度89.4%、②の再造林率は達成度74.7%となっております。

次に、冊子では156ページ、データでは160ページを御覧ください。

財務状況ですが、左側の正味財産増減計算書の令和5年度の欄を御覧ください。

上から3行目の当期経常増減額は前年がプラスであるのに対し、マイナス7,124万円となっております。これは、令和5年度は令和4年度に比べ間伐収益の減少などにより経常収益が減少したことと、収益を確保するために主伐料を増加した結果、販売資産減価が増加したことなどにより、経常費用が増加したことによるものがあります。

上から6行目の当期経常外増減額はマイナス7億451万8,000円となっており、この結果、当期一般正味財産増減額はマイナス7億7,583万1,000円となっております。これは令和5年度に売り払った分収林について、これまでに要し

た経費に対して主伐の売上げ額が下回ったことなどによるものであります。よって、これに一般正味財産期首残高を加えた一般正味財産期末残高はマイナス126億1,907万2,000円となっております。

次に、表右側の貸借対照表の令和 5 年度の欄を御覧ください。

資産の合計から負債の合計を差し引きました正味財産はマイナス126億1,907万2,000円となっております。

次に、その下の財務指標ですが、①の年度末資金残高、②の主間伐等収入、③の経営改善効果額のいずれも目標を上回っております。

次に、一番下の総合評価を御覧ください。

右側の県の評価であります。

主間伐等の収入については目標値を上回る結果となったものの、これまでの森林造成に要した経費を賄うほどの収入が確保できていない状況にございまして、令和 5 年度末で約126億円の債務超過にあります。今後とも公社に対しましてさらなる経営努力を求めるとともに、一層の収支改善が図られるよう厳しく指導・監督を行うこととしております。

続きまして、公社の単年度収支の状況について説明いたします。

常任会資料に戻っていただきまして、8 ページを御覧ください。

(6) 収支実績の①にありますように、林業公社は第 4 期経営計画（改訂計画）に基づき経営改善に取り組んでいるところであります。

次に、②令和 5 年度の収支計画及び実績ですが、右側の表 1 を御覧ください。

計画期間中の各年度の計画と実績であります。太枠で囲っております令和 5 年度は、間伐及び補助金収入などは計画を下回ったものの、計画

を上回る伐採収入を確保しており、その収益で繰上償還を行うとともに、年度末資金残高は表の一番下にありますように、目標を上回る約 3 億5,900万円を確保しております。

○二見山村・木材振興課長 常任委員会資料の 9 ページをお開きください。

公益社団法人宮崎県林業労働機械化センターについて御報告いたします。

(1) 設立の目的ですが、当センターは高性能林業機械の共同利用や林業事業体の雇用改善、新たに林業に就業しようとする者への就業支援など、低コスト林業の促進や林業労働力の確保を目的に平成 7 年に設立されております。

(2) 会員ですが、県、宮崎県森林組合連合会、宮崎県造林素材生産事業協同組合の 3 団体で構成されております。

(3) 組織ですが、役員は 8 名、職員は 2 名であります。

(4) 出資の状況ですが、総額は900万円で、このうち県の出捐金は400万円となっております。

(5) 特記事項ですが、当センターは林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき、林業事業体への支援を行う「林業労働力確保支援センター」として知事の指定を受けております。

なお、当センターが行う林業就業の相談、指導業務や高性能林業機械の共同利用業務などは、この法律に基づく業務であります。

次に、別冊の資料、令和 6 年度 9 月県議会定例県議会提出報告書の157ページをお開きください。

経営評価報告書を御説明いたします。

中ほどの表、県関与の状況の財政支出等ですが、令和 5 年度の県委託料は1,865万8,000円、県補助金は518万1,000円であります。

一番下の表、活動指標では、①の相談件数及び各種講習会・研修会等参加者数並びに②の共同利用機械実働平均稼働月数のいずれも目標値を上回りました。

158ページをお開きください。

上段の財務状況について、左側の正味財産増減計算書の令和5年度の欄を御覧ください。

表のほぼ真ん中あたりの当期一般正味財産増減額は、高性能林業機械の老朽化等に伴い、修理費等がかさんだことなどから1,147万2,000円の減額、その3行下の当期指定正味財産増減額はゼロ円となっております。その結果、一番下の正味財産期末残高は令和4年度に比べ1,147万2,000円の減額の1億5,480万6,000円となっております。

右側の貸借対照表の一番右、令和5年度の欄を御覧ください。

1行目の資産は1億6,054万5,000円、3つ下の負債は573万8,000円で、この結果、3つ下にあります資産から負債を引いた正味財産は1億5,480万6,000円となっております。

その下、真ん中の表、財務指標を御覧ください。

①の自己収入比率は、目標値50%に対し53%と目標を達成しております。

最後に、一番下の表の総合評価の右側、県の評価ですが、先ほど説明しました活動指標の中で新規就業者や林業事業体を対象とした相談件数及び各種講習会等の参加者数については目標を達成しておりますが、今後もセンターが行う担い手関係の事業については、みやざき林業大学のPR等も含め、引き続き新規就業希望者への情報発信を強化してまいります。

また高性能林業機械の共同利用の平均稼働月数についても、さらなる稼働率の向上に向け、

今後も引き続きその効率的な管理、運営を図っていく必要があると考えております。

財務につきましては御説明しましたとおり、自己収入比率が目標値を上回っており、公益法人として一定の自立性を確保しているものと評価しております。

○内田委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑はありませんか。

○中野委員 林業公社についてお尋ねします。この経営計画に従って令和5年度は経営をされてきて、計画以上の主伐があって収益を確保できた——それで年度末資金残高目標以上の金額を確保できたということで、ここだけ見れば明るく見えます。しかしながら、県の借入金残高が285億円、正味財産がマイナス126億円ですから、端的には債務超過の金額です。我々はこの県からの貸付けをずっと認めてきているんですが、最終的にどのくらい県へ借金を返すことができるのか、そういう見通しをされておられるかお尋ねします。

○松永森林経営課長 林業公社につきましては、昭和42年の設立以来、造林や間伐に要する費用を全て借入金で賄ってきておりまして、その返済や利子の返済にまた借入れをするという厳しい状況に置かれておりました。平成16年から本格的に伐採が始まりましたが、木材価格の低迷等からその費用に見合う収入が得られないため、債務が累積するという状況に陥っております。これにつきましては第4期経営計画を策定する時点で、将来の見通しを算定しておりまして、令和50年度に伐採が全て終わるのですが、そのときにまだ123億円、県の債務が残っているという状況でございます。

○中野委員 要は、あのときに清算せずにつづ

と事業を継続した選択がよかったのか、悪かったのかということになると思うんですね。今の説明を聞けば、努力をされて県の借入金を少しでも返済していても、今のところの見通しでも123億円は残るという計算ですが、今の正味財産との比較をすれば、もう少しは改善されるという状況ではありますよね。当時、我々もその責任があるんだけど、知事を含めて執行部も不退転の決議をされました。また、木材の経営というのは民間を含めて厳しい中であるということとは理解しております。

我々は以前、県立病院にも50億円を融資しましたが、果たして将来の意味としてはどうだろうか——県の全体的な財産が目減りするようなことがあってはならないと思っています。令和50年度と言われましたが、今年入庁した職員が退職していなくなっているかもしれないずっと将来の目標です。かといって無責任なことはできないし、この中をつないでいる我々が、あのときは努力して借入金が少しでも減ったんだということの評価がされなければならないと思っています。現在の取組が最善でなければならないと思いますから、その最善であるかどうかということを部長に一言お尋ねしておきたいと思っています。

**○長倉環境森林部長** 以前、林業公社の在り方を検討したときに、存続させるほうが県の財政上、メリットがあるということで、存続させるという判断をしたところで、経営計画についても改善を加えながら、収支改善に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。今のところ、第4期経営計画の改訂計画というところで実行しておりますけれども、これまでに要した経費を賄うまでの収益は、なかなか得られていないという厳しい状況にあります。今後の木材価格

の見通しについても、そこは少し不透明な部分がございますので、林業公社とともに県としましても今後、さらにこの第4期経営計画の令和6～9年度の改訂計画の実行と、不断の経営改善の取組の見直しを行いながら、収支改善に努めてまいりたいと考えております。

**○中野委員** 将来の事業終了時には123億円の債務が見通せるということですが、農業の多面的機能や、この林業が環境に対して果たす役割というのが評価されていますよね。だから、国にも要望し、県自身も毎年この林業公社に支出して行って、最終的にはほとんどなくなるような計画もすべきじゃないかなと思うんですが、そういうことは今もしているんですか。将来何かされる見込みで計画を立てられているんですか。

**○松永森林経営課長** 公社の経営につきましては、全国的に厳しい状況がありまして、これまで国に対して利息の軽減であるとか、資金の円滑化に向けた要望をしてまいりました。

今年度は、林業公社を保有している県と共同で林野庁へ行きまして、利息の軽減、それから利息分の一部を地方交付税で県へ助成してもらう制度の拡充や、新たな補助制度の拡充といったことを要望しているところでございます。

**○中野委員** 要望はされているけれども、実質、そういうお金も交付税か何かで来ているんですかね。

**○松永森林経営課長** 平成21年度に林野庁のほうでも林業公社の在り方を検討する検討会が発足しまして、それ以降、林業公社に対する県の借入金の支援も行われており、県が無利子貸付けをしている分につきまして、毎年交付税措置がされているところでございます。

**○中野委員** その分はしっかりと林業公社まで入っているわけですか。

○松永森林経営課長 県が公社に無利子貸付けしている残高が290億円あるんですけども、それに利息があると想定した場合の2分の1程度が国から県のほうに交付税措置されています。令和5年度も1億数千万円程度が交付税措置されており、これまでに17億円程度交付税措置されているところでございます。

○中野委員 その金額分だけ県の貸付金は減っているということですか。

○松永森林経営課長 貸付金の額は変わりません。県が無利子貸付けしている代わりに、利子相当分が県の財源へ交付税措置されているということでございます。

○中野委員 県の財源に入っているけれども、それは公社には来っていないということですよ。

○松永森林経営課長 そのとおりでございます。

○中野委員 最終年度になってから、その相当額を相殺というのは難しいと思うんですよ。毎年、その相当額を減らしていったって、やはり県の借入金はきれいに清算できたという形を長年かけてすべきだと思うんですよ。

今の地球温暖化や、災害について、森林が守っているわけで、そういう多面的機能やいろいろな役割があるわけだから、その分だけは毎年公社に注入していったって、県からの借入金をその分だけ減額していくという、何かそういう策はできないものなんですかね。

○松永森林経営課長 昨年度交付税措置された金額は1億1,700万円程度でございまして、平成18年度からこれまでに約17億8,000万円程度交付税措置されているところでございます。

一方で、今年度も7億円程度、県から借入れることになっております。今後、令和10年にピークを迎えまして、その後、どんどん県の残高が減少していくことになっておりますので、

そういった県の貸付けに係る負担を国から援助してもらうことで、県の貸付けを今後も続けていけると考えております。

○中野委員 これは重要な問題だから、借入金の残高がいくらで、最終的に百何十億円見通されるというやり方じゃなくて、きれいに清算されるべきだと思います。

また、山にはこういう機能があるんだということを説明しないと、林家も、あるいは県民も全体から評価できません。ぜひ自信を持ってその辺のことをやって、うまく説明してほしいと思います。要望されたわけだから、国もいろんなことを思っていられちゃうと思うんですよ。繰り返し、繰り返し、要望もされていったって、どこも悩みは一緒でしょうから、これがうまくいくようにお願いしておきます。

○日高委員 公社として存続させることを決めたということを私は知らないですけども、確認したところ、平成23年12月に県の方針として決定しているようですが、この時点の債務超過はどれくらいあったんですか。こういうのをどうするかという判断を平成23年にやってるということは、何かやはり厳しい状況があったから、その判断を仰いだと思うんですよ。そこの事実を教えてもらえればと思います。

○松永森林経営課長 林業公社はそれまで厳しい状況にあったものですから、平成16年に抜本的改革ということで、平成17年から平成19年にかけて利息の軽減であるとか、経費の削減とかに取り組んできまして、そして平成20～29年の第3期経営計画を立てまして、それに基づいて借入金の返済とか、主伐の確保を行う計画をつくってまいりました。

ところが、リーマンショックにより、平成21年に、その当時で過去最低の木材価格になりま

して、公社の資金残高がショートするという見込みであることが、平成23年度に分かりました。資金がショートすると公社として存続できないので、県の借入金を無利子化してもらおうとか、いろいろな方針を示しまして、議会のほうにも報告して、存続させるか、廃止するか、県営林化するかというようなことを説明したのが平成23年でございます。

そのときには公社を存続させたほうが公益的機能の発揮に今後もつながっていくことと、公社を廃止すると、そのときの県の貸付金であるとか、日本政策金融公庫や市中銀行から公社が借り入れてる分を県が全部損失補償しないといけないということになり、県の負担が最も大きいということがございました。存続させると、県の無利子の貸付けをまだ行う必要があるとか、その当時、令和50年に127億円の債務超過があるという見通しがございましたけれども、存続させたほうが県の財政負担が少ないということで、議会のほうにも報告していたところでございます。

**○日高委員** リーマンショックが起こって債務超過に陥ったということで、現在はその傷口が3倍に膨れ上がっているんです。平成23年当時の債務超過と比べると、現在は3倍ぐらいに膨れ上がっていて、先ほど令和50年という話もあって、まだ膨れる可能性もあります。先ほど部長が木材価格の見通しについては不透明と言っていましたけれども、今後、このまま続けてどつぽにはまるという道があり、また、もう清算して県が補償するという道もあります。

ただそのときに、林業公社が持っている財産を売却した場合、どれだけの資産価値があるかどうか分かりません。四方塞がりの状況であり、これはなかなか厳しいなと思います。今の

段階では、このまま続けろともやめろともなかなか言えない部分があります。ここの判断は当然、知事にかかってくると思うんですけども、そこら辺の話というのは、環境森林部としては、先行きが不透明ではあるが、今後もこの公社を継続させていくことが、今の段階においても県民の利益につながるんだという見解だと理解してよろしいでしょうか。

**○松永森林経営課長** 債務につきましては、伐採すればするほど、これまでかかった経費に合う収入が得られないので、債務は超過していることになってますが、今の債務の126億円というのは将来の債務も見込んである部分がございます。ですから実質的な現時点の債務ではなくて、将来の債務を見込んだ金額でして、現時点ではまだそれより少ない額となっております。令和50年度には、最終的には全部の財産を売り払った残りが123億円ということで見込んでおりまして、この123億円をなるべく拡大しないように、現在の取組を進めているところでございます。

**○日高委員** トータルでどれぐらい貸付けしているんですか。

**○松永森林経営課長** 現時点の債務残高は290億円でございます。今後、令和10年までは公庫の返済とかも残っておりますが、県の債務残高は令和10年に302億円になります。その後は減少していくこととなり、最終的に123億円まで減少するという見込みを立てております。

**○日高委員** それはいいんですけども、資金計画については、宮崎カーフェリーや病院局のときも結構厳しくやって、どちらももう倒産かなというぐらい思ったはずですよ。

計画、見通しが甘いんです。先ほど課長が言ったように、令和10年に債務残高が302億円まで上がるけれども、令和50年までには下がって120億

円に落ち着くとのことですが、それを信じていいのでしょうか。先ほど部長が木材価格の見通しが不透明という話をしました。確実にそういう返済計画が取れるのであれば、林業公社は経費の削減とか利息の努力をしながら残していく必要もあるというのは当然分かるんですが、私も議員ですから、「しっかりとこれだけやりますよ、できますよ、心配しないでください」と、皆さん方と約束をしないとイケないんです。それを胸張って、県民に僕らが言えるのかというところの判断ですよ。そこら辺まで責任を持った発言ということではよろしいでしょうか。

**○松永森林経営課長** 将来の見通しはなかなか難しく、木材価格が上がれば、債務残高の123億円をもっと減らすことができると考えております。そのような中で、公社としましては10年単位の短期的な計画として第4期経営計画を定めまして、それに基づいてやっていくことで将来的に債務を拡大させないよう取り組んでいるところでございます。

常任委員会資料の8ページに、令和5年度の計画に基づく実績を載せておりますけれども、この計画に基づいた取組がなされ、借入金の返済がされていけば、計画どおり進むものと考えております。令和5年度につきましては、償還金が計画よりも若干減っておりますが、約定償還の分についてはきちんと返済して、若干少なくなったものの繰上償還もしているところでございます。このような取組をした結果、令和5年度の収支は800万円のプラスと、資金残高も計画の3億3,500万円よりも2,400万円多い3億5,900万円の資金残高を有しているということで、短期的な計画では計画どおり行っていますので、この計画に基づいて取り組むことで、長期的にも債務を拡大させないようにしていくことがで

きると考えております。

**○日高委員** 分かりました。また突然、県が債務補償するという話が持ち上がらないか正直心配なところもあります。見通しが分からなかったとか、理由をつけてくるんですけれども、これはもう理由はつけられないですよ。将来を見通した債務超過がこれだけ減ってくるんだという何か資金計画といったものはあるんですか。そうなったら必ず将来の資金計画を出してもらっているんです。後で資料提供になるかもしれませんが、確認です。

**○松永森林経営課長** 委員おっしゃいますとおり、突然、資金がショートすると、もう立ち行かなくなりますので、県では月1回、公社の担当者と打ち合わせ会議をしております。進捗状況を確認して、急に資金が回らなくなるようなことがないようにしているところでございます。

第4期経営計画を立てるときに、資金の将来の見通しを立てまして、現在、借入れしているところが日本政策金融公庫と宮崎太陽銀行だけになりますが、そこの分についてはいつ、どれだけ借りるということで計画を立てているところでございます。

**○日高委員** 将来見込みの資金計画書について、その部分を抜粋した簡単なものでいいので、資料提供はできるのか、委員長、聞いてもらってもいいですか。

**○内田委員長** 資金計画書は今ありますか。

**○日高委員** 確実に大丈夫だというのが、大体分かればいいです。私たちはその担保が欲しいのであって、何も責めていないです。林業公社は相当言われていますので、これについての担保が欲しいんですよ。

**○松永森林経営課長** 関係課と相談して、御回

答したいと考えております。

○内田委員長 その資金計画書というのは、正式な名称は何になりますか。

○松永森林経営課長 長期的な計画につきましては、当課のほうでシミュレーションのようなものをつくっております。あとは短期的計画ということで、第4期経営計画をつくっております。その第4期経営計画は、そういった資金計画を示しており公表できていると思うんですけども、その長期的な部分につきましては内部的な資料でございますので、検討が必要だと考えております。

○中野委員 繰り返しになりますけれども、当時、存続を決めたとき、清算した県もありましたよね。そういう中で、宮崎県は存続を決めたんですよ。解決の先送りだったとか、そういうことにならないように、ほかのも全部県が責任を持って、無利子で貸付けしてるわけですからね。その県の貸付金が、最終年度にはきれいに、ある程度削減できるような方向に立ててもらわないといけないと思っていますよ。今、世界的にもカーボンニュートラルが強く言われており、地球温暖化が進行し、災害も発生している。先ほどから繰り返しますが、森林の果たす役割というのものもあるから、そこ辺のことは要望されているとのことでしたが、やはり県の貸付金がどんどん削減されている形が欲しいと思うんですよね。そうしないと我々の判断は問題の先送りなんです。意味がないですからね。判断したときの人が全然いなくなり、執行者も知事もいなくなってしまう。それからどうでは始まらないと思うんですよ。

この令和3～5年度の県の借入金が少しずつ上がっているということが不思議でなかったんです。少しずつでも下がっていかないとい

けないと思います。その下がる方向の1つとして、森林の果たす役割があるから、そういうことで何か政府からの補助とか、交付金といった面からも削減できないものかなと思っています。

そのようにして県の貸付金が昨年よりも今年、今年よりも来年というように下がっていき、あのときの判断は問題の先送りではなく、清算しなくてよかったんだという判断にならないといけないと思います。ところが少しずつ県の貸付金が増えています。あのときの判断に誤りはなかったと、単なる先送りではなかったということの途中経過が欲しいと思います。

○松永森林経営課長 全国には、当初42あった公社が、今26に減ってきております。まだ育林途中で、まだまだ今からお金がかかるという段階であり、債務が膨らんでいくということで、他県では公社を廃止したということのようでございます。

本県につきましては、もう伐採が始まっておりまして、借入金の全体は平成25年の341億円をピークに減少しているところでございます。ただ、県の債務については令和10年をピークに下がっていくということになっております。

全国的に林業公社の経営が厳しい状況でございますので、委員がおっしゃいましたように国のほうにもいろいろな支援策を要望しながら、今後、本県の債務がこれ以上拡大しないように取組を進めていきたいと考えております。

○佐藤委員 林業公社については、ずっと前はいろいろと課題がありました。ちょうど平成23年の民主党政権の頃、1ドル70円台後半ぐらいまで円高になりました。1立米100ドルと言われておりますから木材価格も平均が7,000円台で、林業者が一番困った頃です。

その頃の林業公社の存続については、どうし

でも残す必要があると——私も森林組合長をしておりましたので覚えております。また、課長が言われたように、伐期が来ている立派な木が県内にかなりあり、林業事業体が求めるに値する山がかなりありました。あの頃も林業公社の山が一番高く入札されておりました。ですから、存在意義を果たす役割というのは十分あると思います。

中野委員が言われたような疑問点は解決していく必要があるでしょうけれども、公益的機能の発揮という点では林業公社は役割を果たしております。林業公社の山を求めている人がいますので、伐期の来た山をいかに高く売るかだと思います。先ほど主伐公売は計画以上だったが、台風災害等で間伐や補助金の収入が計画を下回ったとありましたけれども、その主伐公売の状況はどうか。

私が理事をしていた頃は、どうしても売れない山がありました。道がなく、木を運び出すのが困難ということで、立米1,000円でも売れませんでした。そういった何度やっても不落が続いている山はあるのでしょうか。道を整備して改善し、買いやすいようにしないと売れないだろうというのが続いていたんですが、そのあたりは解消されたのか、主伐公売の状況を教えてください。

**○松永森林経営課長** まず主伐公売の状況ですが、林業公社の1立米当たりの販売単価は、ウッドショックだった令和3～4年頃は4,500円程度まで上がりました。3,000円程度が一般的なんですけれども、4,500円まで上がったところです。昨年は少し下がりましたが、それでも3,700円でした。今年の入札を先日行いまして、今年度は4,400円までまた上がっております。一般的に民間が3,000円の中で、林業公社の販売単価とい

うのは高い状況にあると考えております。

入札状況につきましては、素材生産事業者の手持ちの状況でも変わるとは思うんですけども、今年度は入札10件のうち、全て応札がありまして、全て落札しております。昨年度は33件のうち25件の落札であったということです。

委員がおっしゃいましたように、搬出するための作業場がないとか、そういう場所であれば、なかなか入札や応札がない状況です。公社としましては、主伐をするに当たり、その前に間伐をするんですけども、その間伐をする際に作業道を入れておくということが1つと、それから、もう間伐をしなくて作業道が入っていない分につきましては、主伐の前に主伐作業道を抜いて、高く売れるようにするというようなことで、応札していただく対策を取っているところでございます。

**○佐藤委員** 経営努力が必要だということが明記してありますので、そのあたりだと思います。林業公社の山がいいというのは、皆さん知っております。いい山を持っているわけですから、それを欲しい事業者が欲しい時期にしっかり売っていかないと、みんながいっぱい持っているときに入札をかけても売れませんので、そのタイミングをしっかりと見計らうことが重要です。

1ドル70円台後半から80円だった頃と比べて、円安で160円ぐらいまでいって、今は140円台に落ち着いております。円安になれば木材は高くなることは間違いのないわけです。平均も1万数千円していますので、4,500円よりも5,000円、6,000円ぐらいで、入札で売れるような努力をしてもらわないと——以前も5,000円で売っていました。いい山は5,000円を上回って、相当な人が欲しがって入札をしている山がありました。

林業公社の持っている財産をしっかり高く売ってもらい、不落を続けるような山はしっかり道を入れ、間伐を入れ、山の価値を高める——木はこうしている間も成長し、どんどん財産が大きくなっているわけですから、それを高く売る努力をしていただきたいと思います。

○**脇谷委員** 確認なんですけれども、先ほどの林業公社の県の借入金の件について、当時どういう状況であったかは分かりませんが、日高委員がおっしゃったように、私もカーフェリーや県病院の経営計画をA3サイズの資料で、例えば日本政策金融公庫だとか、あと民間の銀行からはいくら貸し付けて、そして金利が何%であるというのを見ました。さらに年度ごとに県からの借入金がどのくらい少なくなったかというのをずっと見て、それを担保にして、県病院では50億円の貸付けを行ったということがありました。やはりそういった長期的な経営計画というのを出していただかないと、どうしても腑に落ちないところがあります。これについては先ほど、課内で検討しないと分からないということだったんですけれども、当時はそれを出せなかったということではないのでしょうか。

○**松永森林経営課長** 平成23年度に在り方を検討しまして、その当時、その後3年たってまた状況を確認しながら検討するということになって、平成26年度にも在り方に関する検討をしているところでございます。そのときの資料を見ますと、令和50年度までの詳しい報告は出しておりませんが、それをまとめた、平成24年度から令和50年度までの長期的な収入、支出、借入金、総額を書いたものは提出しているようでございます。ただ平成24年度から令和50年度まで、年度ごとにいくらというような数字は、資料を見ていると、ついていないようござ

います。

○**内田委員長** 平成23年、平成26年の在り方検討のときに、検討委員会じゃなくて議会にも資料を提出をしているということですか。

○**松永森林経営課長** 議会にも報告事項ということで提出しております。

○**内田委員長** 資料があったということですね。

○**松永森林経営課長** そうでございます。

○**脇谷委員** ではやはりその資料を私たちにも見せていただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○**松永森林経営課長** その当時の資料ということでよろしいでしょうか。分かりました。

○**内田委員長** 現在のシミュレーションは、内部資料としてはあるけれども、議会に提出して私たちが諮ることはできないんですか。

委員の皆さん、現在のシミュレーションについては、資料は出してもらわなくてもいいですか。

○**脇谷委員** 現在のところ債務残高が290億円なんだけれども、令和10年度に302億円となって、それからだんだん減っていき、令和50年には大体123億円くらいでまとまっていくだろうということではないのでしょうか。

○**松永森林経営課長** そのとおりでございます。

○**工藤委員** 林業公社の再造林率の目標値が80%になっているんですけれども、これは90%でなくてよろしいのでしょうか。

○**松永森林経営課長** 林業公社の伐採跡地について、伐採した後はもう林業公社の権利はなくなり、所有者のほうで植えていくということになります。これまでの実績でいきますと、57%程度植えていただいています。ただ、公社では伐採する際に、伐採後に造林していきましょとか、こういった補助事業もありますよとか、

そのような紹介をしておりますと、意向を聞きますと、さらにあと、2割の方が植えてもいいよというような返答があるという状況でございます。公社の山というのは比較的奥地にございまして、なかなか条件の悪いところをこれまで植えてまいりました。プロジェクトで目標としております90%はなかなか難しいのかなということで、森林林業長期計画で80%というのを目標で立てておりますので、公社の目標はそれに基づき80%としております。

○工藤委員 林業適地じゃない場所が結構ある可能性があるんで、80%に落としたということですね。しっかりと計画されているということで、ありがとうございます。

○内田委員長 ほかないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 先ほど脇谷委員より資料要求があったんですが、平成23年、平成26年当時の資料要求だけさせていただき、全委員に提供していただくということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 そのいただく時期、タイミングなんですけれども、用意でき次第ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、用意できましたら資料のほうをよろしく願いいたします。

それでは質疑も終わりましたので、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○吉岐環境森林課長 常任委員会資料の10ページから御説明させていただきます。

第四次宮崎県環境基本計画に基づく令和5年度取組について御報告いたします。

(1)の計画の概要にありますとおり、この計画は令和3～12年度の10年間を計画期間として、長期的な目標としまして「ひと・自然・地域がともに輝く 持続可能なみやざき」を掲げ、分野別に①～⑥の6項目を柱として施策を展開しております。

(2)令和5年度の主な取組状況についてですが、①脱炭素社会の構築における、ア、温室効果ガス排出削減では、枠囲みの中にありますとおり、個人・事業者への省エネ設備の導入補助や、事業者向け排出量可視化の支援などに取り組んだところです。

11ページをお願いいたします。それぞれ枠囲みの中を御覧ください。

イ、再生可能エネルギー等の利用促進では、個人・事業者への太陽光発電設備等の導入補助や、木質バイオマスの収集運搬に係る経費の支援など、ウ、二酸化炭素吸収源対策では、植栽、下刈り、除間伐等の支援や、企業の森づくりの協定締結など、エ、気候変動への適応では、啓発紙の発行・配布や、獣害防止ネットの整備などを行ったところであります。

12ページを御覧ください。

脱炭素社会の構築の項目の主な指標と実績を記載しております。

大変申し訳ありませんが、こちらの表につきまして訂正がございます。表の1番目、温室効果ガス総排出量と、3番目、森林等の二酸化炭素吸収量につきまして、一番右側のR12目標値に誤りがありましたので、訂正版の配付をさせていただきます。今後、このようなことがないように、十分な確認を行ってまいります。大変申し訳ございませんでした。

主な指標と実績につきましては、説明を割愛させていただきますので、後ほど御覧ください。

13ページを御覧ください。

②循環型社会の形成についてです。

ア、4 Rの推進では、これも枠組みの中ですが、ごみ減量化テキストの電子ブック作成や、みやざきリサイクル製品の認定など、イ、廃棄物の適正処理の推進では、産業廃棄物の排出事業者向け講習会等の開催や、産業廃棄物の不適正処理等に対する行政指導など、ウ、食品ロスの削減では、食品ロス削減啓発CMの放送や、普及啓発イベントの実施などに取り組んだところでは、

14ページを御覧ください。

エ、環境にやさしい製品の利用促進では、木造設計を行う建築士に対するセミナー開催や「みやざき木づかい県民会議」の開催などを行っております。

15ページを御覧ください。

③地球環境、大気・水環境等の保全についてです。

ア、地球環境、大気環境の保全では、大気汚染の常時監視や工場・事業場への立入検査などを実施しております。

16ページを御覧ください。

イ、水環境の保全では、公共用水域及び地下水の水質環境基準等の監視や、浄化槽設置者講習の開催など、ウ、化学物質対策では、ダイオキシン類の環境調査や事業者に対する監視・指導など、エ、環境負荷の低減等では、土呂久地区住民の健康観察検診などを行ったところであります。

18ページを御覧ください。

④生物多様性の保全についてです。

ア、生物多様性の確保では、野生動植物生息状況等調査の実施など、イ、多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくりでは、県民ボラ

ンティアの集いの開催や、技能者の育成など、ウ、自然豊かな水辺の保全と創出では、在来種保全のための外来魚駆除など、エ、自然とのふれあいや配慮では、ひなもり台県民ふれあいの森の管理運営や、国定公園等の施設整備などに取り組んでおります。

20ページを御覧ください。

⑤環境保全のために行動する人づくりについてです。

ア、環境教育の推進では、県が設置しております環境情報センターによる環境講座や出前研修の実施のほか、ホームページ、環境教育用パンフレットのリニューアルなど、イ、環境保全活動の推進では、県民による環境美化活動「クリーンアップ宮崎」などの取組を行っております。

22ページを御覧ください。

⑥環境と調和した地域・社会づくりについてです。

ア、環境にやさしい地域・産業づくりでは、適切かつ効率的な森林施業のための林道や作業道の整備など、イ、快適な生活空間の創出では、国県道における植栽管理や無電柱化の推進などに取り組んだところであります。

以上、主な取組について御説明しましたが、その他の取組も含めて、詳細は別冊資料1にまとめておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、24ページを御覧ください。

第八次宮崎県森林・林業長期計画に基づく令和5年度の取組について、御報告いたします。

(1) 計画の概要にありますとおり、この計画は令和3～12年度までの10年間を計画期間として、基本目標に、「持続可能なみやざきの森林・林業・木材産業の確立～多様な森林（もり）

づくりとイノベーションを通じて～」を掲げ、分野別に①～③の3項目を柱として施策を展開しております。

(2)の令和5年度の主な取組状況についてですが、①多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくりにおける、ア、適切な森林管理の推進では、枠囲みにありますとおり、県内5地域のうち五ヶ瀬川に係る地域森林計画の樹立や、「みやざき森林経営管理支援センター」の設置・運営などに取り組んでおります。

25ページをお願いします。それぞれ枠囲みの部分を御覧ください。

イ、資源循環型の森林づくりの推進では、造林・下刈り・除間伐の支援や、伐採と造林の連携による再生造林の支援、コンテナ苗生産施設等の整備支援などを、ウ、安全・安心な森林づくりの推進では、保安林の指定や治山工事、流木の除去などを行っております。

26ページを御覧ください。多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくりの項目の主な指標と実績を記載しております。主な指標と実績については説明を割愛いたしますので、後ほど御覧いただければと思います。

27ページを御覧ください。

②持続可能な林業・木材産業づくりについてです。

ア、効率的な林業経営と原木供給体制の確立では、林業従事者の軽労化の取組支援や、高性能林業機械等の導入支援などを、イ、木材産業の競争力強化では、事業者の経営支援のための相談窓口の設置、専門家派遣や木材加工流通施設等整備への支援などを行っております。

28ページを御覧ください。

ウ、県産材の需要拡大の推進では、プロモーション活動の支援や、工務店等が行う県産材住

宅のPR活動支援などを。

エ、特用林産の振興では、原木しいたけ生産の研修会の開催や、乾しいたけプロモーションなどに取り組んでおります。

29ページを御覧ください。

オ、研究・技術開発及び普及指導では、林業技術センター及び木材利用技術センターの研究成果の技術移転などに取り組んでおります。

31ページを御覧ください。

③森林・林業・木材産業を担う地域・人づくりについてです。

ア、山村地域の振興・活性化では、治山工事や九州自然歩道の維持管理など、イ、林業・木材産業を支える担い手の確保・育成では、林業就業希望者に対するみやざき林業大学校での長期研修の実施や、就業相談会の開催などを行っております。

32ページを御覧ください。

ウ、森林を育み、支える人づくりでは、森林ボランティア団体の活動支援や、企業の森づくり協定の締結などを行っております。

以上、主な取組について御説明しましたが、その他の取組を含めまして、詳細は、別冊資料2にまとめておりますので、こちらも後ほど御覧いただければと思います。

○川畑自然環境課長 委員会資料の34ページを御覧ください。

野生鳥獣によります農作物等の令和5年度被害額について、御説明いたします。

本件につきましては、この後の農林水産部の審議におきましても、同じ資料で説明が行われますので、私からは環境森林部で所管しております人工林と特用林産物の被害額等を中心に説明いたします。

まず1の令和5年度の被害状況であります。

令和5年度の被害額は、全体で約3億4,000万円で、前年度より約3,300万円、率にしまして約9%の減少となりました。

(1) 部門別・作物別被害状況であります、部門別では2番目にあります人工林は約5,700万円で、前年に比べ6%増加、その下の特用林産物は約800万円で、前年に比べ48%の減少となっております。

続いて35ページをお願いいたします。

(2) 鳥獣別被害の状況であります、鹿による被害が最も多く約1億3,700万円、2番目はイノシシの約1億200万円となっており、鹿は前年に比べますと2.5%減少しております。

次に、2の被害額増減の要因であります、(2)にありますように人工林の被害額増額の要因は、前年度から鹿の生息数が増加した一部の地域で新たに被害が発生した場所があり、被害額が増加したものと考えております。

また(3)にありますように、特用林産物の被害額の減少は、捕獲対策や防護策の設置などに、シイタケ、タケノコ、シキミなど、全体的に被害が減少したことによるものであります。

続きまして36ページを御覧ください。

最後に3の今年度の主な取組であります。環境森林部の取組は次の37ページからとなります。

(3)にありますように、人工林につきましては、鹿等による食害を防ぐため防護柵の設置など、特用林産物につきましては(4)にありますように、防護ネットや電気柵等の設置を支援してまいります。

また(5)にありますように、鹿の生息や被害の状況、被害の実態を把握するとともに、狩猟期間の延長、有害捕獲や狩猟による捕獲促進、隣県と連携した捕獲など、適切な捕獲を推進してまいります。

さらに(6)にありますように、狩猟免許の新規取得への助成や狩猟のPRなどを行うイベントの実施、狩猟免許取得後3年未満の狩猟による鹿捕獲助成金の増額、初心者等への2か月講習の開催などにより、狩猟者の確保と育成を図ることとしております。

委員会資料の38ページを御覧ください。

引き続きまして、令和6年8月8日の地震による森林・林業関係被害状況について御報告いたします。

山地災害についてであります。

地震による災害は、県内で山地災害が1件発生し、被害額は1,795万円となっております。被害の概要は、日南市南郷町の保安林内において、写真にありますように山腹崩壊が発生し、治山事業で整備しました流路工に土砂や流木が堆積しました。現在、流路工の機能回復のための堆積した土砂の撤去を行っており、山腹は国の事業を活用して復旧予定であります。

39ページをお願いいたします。

次に、令和6年台風第10号による森林・林業関係被害状況について説明いたします。

林道被害についてです。

今回の台風の大雨により、14市町村64路線107か所で、のり面崩壊や路肩崩壊等の被害が発生しており、被害額は6億3,480万円となっております。写真の左側は椎葉村の十根川～三方界線の被害状況、右側は美郷町の笹陰線の被害状況でございます。林道被害につきましては、速やかに調査測量設計を実施しまして、国や関係市町村と連携して迅速な復旧を行うこととしております。

資料の40ページをお願いいたします。

山地被害についてです。

山地被害は11市町村25か所、山地災害が発生

しまして、被害額は12億2,360万円となっております。写真は、椎葉村の村営間柏原発電所の裏山で発生した山地崩壊で、幸いにも人的被害はなかったものの、事務所兼倉庫が全壊し、また、隣の発電所の外壁が損壊し、施設内に流水等の侵入がありました。これらの山地被害の復旧につきましては、国の治山事業等を活用しまして早期復旧に努めてまいります。

資料の41ページを御覧ください。

自然公園被害についてです。

県が管理する自然公園施設では、3か所で歩道の手すり等が被災しました。写真左側の高千穂峡につきましては、約30メートルにわたって手すりが流されましたが、歩道の部分につきましては流木の撤去、手すりの再設置を終えておりまして、9月13日から開放しているところでございます。歩道に残っております流木の撤去は、台風シーズン後に実施を予定しているところでございます。写真右側のおせりの滝遊歩道につきましては、歩道が被災し、現在も通行止めとしておりますが、早期再開を目指して準備を進めてまいります。

最後になりますが、ただいま説明いたしました災害箇所につきましては、県や市町村等と連携しまして早期復旧に努めてまいりたいと考えております。

○内田委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○佐藤委員 資料18ページのウの在来種保全のための外来魚駆除実施について、新聞等でも出ていますし、一般質問でもありましたが、コウライオヤニラミもこの中に入っているのかどうか確認です。

○川畑自然環境課長 コウライオヤニラミにつきましては、今年確認されたものでございます。

これは昨年の実績でございますので、コウライオヤニラミについては入っていないということになります。

○佐藤委員 まだその頃、確認できていなかったのか、それとも、確認できていたけれども、駆除ができていないということでしょうか。

○川畑自然環境課長 生息は2017年に確認されておりますけれども、駆除等につきましては、まだ実施していなかったということになります。

○佐藤委員 分かりました。

次に、25ページのイの資源循環型の森林づくりの推進ということで、早生樹等の造林実証や植栽・下刈りの省力化の実証・調査とありますけれども、この早生樹というのを――杉は切ったら植え直すしかないんですが、クヌギなんかは切った後、横から枝が生えてきます。こういう木が必要だと思うんです。早生樹の中に、広い葉っぱの杉と書いてコウヨウザンという木があり、広島県や大分県には植えてあります。他県では補助金の対象になりますが、宮崎県では、前から言っておりますけれども、補助金の対象になっていません。早生樹のコウヨウザンは非常に成長が早く、台湾辺りでは植えられており、これは切った後も横から萌芽し、非常に力強い木です。宮崎県では早生樹として植栽を進めていくという考えはないのかお聞きします。

○松永森林経営課長 この早生樹の実証試験につきましては、センダンとチャンチンモドキ、コウヨウザン、ユリノキなどを実証しております。委員おっしゃいますとおり、コウヨウザンは中国原産で日本にも自生しておりまして、中国では建築用材にも使われており、また、萌芽するということで、とても注目しているところでございます。現在、県では実証試験をしておりますので、県内でしっかりと成育するというこ

とを調査・確認した上で、補助対象にするかどうかを検討していきたいと考えております。

○佐藤委員 コウヨウザンはそういう補助対象になっていなかったですね。実証実験をした後にどうするかを決めるということですか。

○松永森林経営課長 林業技術センターでも試験をしております、その結果を踏まえて、県内で自生することができれば、補助対象にすることも検討する必要があると考えております。

○佐藤委員 私も植えておりますけれども、非常に成長がよく、一遍に何本も出てくるから、カットするのに手間取るぐらいの成長です。早めに認めていただいて、補助金を出して、多くの人が植えれば、杉みたいに植え直さずとも萌芽していくので、再生林は進むかなと思っております。

それから37ページをお願いします。

この野生鳥獣の被害は、各地でまだまだあります。山林所有者の再生林の意欲をなくすのは、植えた木が鹿に食われることであり、ネットを張ったけれども役目を果たさず、ネットが倒れて鹿は入り、逆に中から出れなくなったとか、そういう被害が非常に続いております。

これに対して、ずっと同じような、点検して見回らないといけないような防護柵——いわゆる鹿が絡まったらもうアウトで、ほかの鹿が次に入っていくというようですけれども、これは全国的に新しいものはまだ出ていないんでしょうか。海外はネットをかぶせるとか、宮崎県でもやっていたけれども、それ以外に新しい野生鳥獣の被害軽減の資材というのは、いまだないのかどうかを教えてください。

○松永森林経営課長 野生鳥獣の被害を防止するための手段としましては、現在も全国的に防護柵によるものが主流でございます。鹿は防護

柵の下から潜り込んで入るとされてますので、ただ張るのではなくて、スカート状にネットを垂らすことで、鹿は前足でそれを踏んでくぐれなくなりますので、そういったのを推奨しているところです。

それ以外にも忌避剤というものがございまして、鹿が嫌う臭いであるとか、そのようなものを使用する方法もありますし、委員がおっしゃいましたようなツリーシェルターという手法もございます。このツリーシェルターにつきましては、鹿の害を防ぐという効果も見られておりますが、1本当たりの単価が1,000円以上するということで2,000本植えますと200万円となります。そうなりますと防護柵の設置費用と比べてもかなり高額になりまして、県の補助金の総額でも賄うことができなくなりますので、現在ツリーシェルターについては補助対象とはしておりませんが、消費者の判断で、大企業などについては県内でもツリーシェルターで鹿の害の対策をしていることは見受けられております。

○佐藤委員 忌避剤とかであれば手軽ですね。実証実験の結果がよく見えていないのであまり使わないという可能性もありますが、ネットなんかと違ってまくだけです。入っているのか、入っていないのか分かりませんが、こういう結果が出ていますと、実証されていますということをもう少し宣伝していただくといいのかなと思います。ネットだけでは防ぎ切れない、見回りができないから、再生林を諦めてしまうという状況にもなりますので、よろしくお願いします。

最後ですが、41ページについて、高千穂峡の遊歩道のところの柵が流れましたけれども、かさ上げしていただいていたのでこの柵だけで済んだと、また、この柵も水に浮くようにしてあつ

たので、流木などと絡んではおりますが、また復旧に使えたということで、早期復旧していただいたことに対してお礼を言いたいと思います。

また、高千穂峡のように狭くなったところから、水が上がるわけでしょうから、水害が起きるということを想定した対策を今後も打っていただきたいと思います。

○中野委員 資料35ページの野生鳥獣被害について、この4年間を見る限り毎年少なくなっているという表であります。例えば鹿について、ピークでどのくらい損害があったものですか。

○川畑自然環境課長 全体の被害となりますけれども、平成24年が最も被害額が大きくて全体で11億円ございました。そのときの鹿の被害額が約3億7,000万円ほどになっております。

○中野委員 そもそも鹿が増えたから被害が発生していると思うんですが、なぜ鹿が増えたんですか。

○川畑自然環境課長 鹿の生息数につきましては、今、増えておりまして、原因はいろいろ考えられると思います。鹿の生息環境、つまり餌の状態がよくなったのが1つの原因であると考えておりまして、鳥獣対策プロジェクトでは鹿の餌となる耕作放棄地の果物であったり、そういった農作物や草を食べないような取組をしておりまして。狩猟者の減少など、様々な要因があるかと思いますが、鹿の生息環境がよくなって繁殖力が高くなり増えたのではないかと考えているところでございます。

○中野委員 昭和40年代の頃は、議会で鹿の保存を要望していました。昔は鹿がどんどん減ってきて、途中で増えた——今のあなたの論理でこんなに増えるんですかね。皆さん御承知かどうか知りませんが、昔は山間部の県議が鹿を保

存してくれという要望をしているんですよ。

○川畑自然環境課長 鹿を保存するために以前は雌鹿の狩猟は禁止しておりましたが、近年は生息数が増え、被害が増えているということで、現在はそういった雌鹿の捕獲禁止ということはやっておりません。逆に有害鳥獣捕獲にて、生息数を削減するという取組をやっているところでございます。

○中野委員 本当の理由はその辺りじゃなくて、何かあったんだと思うんです。日本の普通の鹿ばかりじゃなくて、北海道のエゾシカだって増えているんでしょう。その辺を研究しているところはないんですかね。そこにメスを入れたら昔は減ってきたんですからね。我々が若い頃は山にいた鹿なんて見たことがありませんでしたが、最近は目の前を通っていきますからね。何かあったんだと思うんですよ。自然がいっぱいあるときに鹿がいなくなったんですから、あなたが言われたようなことだけじゃなかったと思うんですがね。

○川畑自然環境課長 鳥獣が減ったときに専門家をお呼びしましていろいろ研究したところでございます。専門家の方が一番言われるのは、先ほど言いましたとおり、集落周辺の残渣であったり、果物であったり、耕作放棄地等で残っている柿とか、鹿とはまた違いますけれども、そういったものが餌となって栄養状況がよくなって繁殖しているということでございました。その御指摘を受けまして、プロジェクトでは追い払いであったり、集落周辺の草刈りとか、そういった手入れをやって取り組んでいるところでございます。鹿が増えた原因については、また研究していかないといけないのかなと思っています。ところでございます。

○工藤委員 資料18ページの生物多様性の確保

について、野生動植物生息状況等調査の実施と書いてあります。これについては、国からの一括調査がなくなって、ブロック的にしかやっていないとお聞きしているんですけれども、県全体で希少植物などの調査も行っているのかお聞きします。

**○川畑自然環境課長** 今回、ここに上げています野生動植物生息状況等調査につきましては、県のほうでレッドデータブックを作成しており、それに向けた調査をしております。鳥類、哺乳類など全ての動物、それから植物について委託して調査をしているところでございまして、次は2025年のレッドデータブックに向けて調査を行っているところでございます。これは県単独でやっているものでございます。

**○工藤委員** 承知しました。

次に24ページの森林クラウドシステムについて、先日、北海道庁に行きましたが、クラウドで色別をして、再造林の適地等が一括して分かるような仕組みをつくってございました。データ上で、それを森林組合などと共有して再造林するところなどを分かるようにしているんですが、宮崎県の公開されているGISでは、更新も2～3年に1回ですし、なかなかそこまでは分かってない状況だと思います。今後の予定と、どこに管理を任せているのか、いくらで任せているのか、お聞きしたいと思います。

**○松永森林経営課長** 森林クラウドシステムにつきましては、本県も令和4年度の予算から始めまして、今年3月に本格的に稼働を始めたところでございます。クラウドの中身としましては、等高線とか林小班が入った森林の図面と、写真が見えるようにしております。それに字図情報を加えて、その画面でその場所をクリックすれば森林保護の情報とも連動して、その部分

の樹種や林齢、材質などが表示される仕組みになっております。

今後につきましては、北海道のような先進的な取組も踏まえまして、伐採届や林地台帳との連動や造林の実績とか、そういったものも重なり合うよう精度向上に努めていきたいと考えております。

**○工藤委員** 今も森林関係のGISにて林班界とか、例えば椎葉村だったら椎葉村のどこの記号、番号まで出るような仕組みを多分されていると思うんですけれども、それを開発していくということですか。

**○松永森林経営課長** 今でも図面と写真が見れるシステムはございます。ただそれはインターネット経由ではなくて、市町村や森林組合とデータをやり取りしながらやっていたのがこれまでです。現在はインターネットを通じて、適宜、最新の情報が見れるようにしておりまして、森林組合や市町村にはIDを配付して、見れるような状態になっております。また、事業体にも希望するところについてはIDを配付して、見れるような状態にしているところでございます。

**○工藤委員** 承知しました。北海道に負けないぐらいのものをしっかりつくっていただければと思います。自分も伐採するときに見れば、杉が生えているか、ヒノキが生えているか、クスギが生えているか、分かるぐらいに鮮明なものなんですけれども、なかなか更新されないもので、行ってみたら駄目だったとかもありました。今のシステムもしっかり更新していただきたいですし、今からつくるクラウドシステムも北海道庁に負けないようにつくっていただきたいと思います。

次に28ページについて、6月定例会でも質問させていただいたんですが、木造建築士の方が18

%減っているということで、商工の方には答えをいただきました。環境森林部としても何か行っているのかというところで、大工を増やすであったりとか、木材建築の技能スキルアップセミナーはどのような頻度で行っているのか、その結果はどうか、お聞きします。

**○笹山みやざきスギ活用推進室長** 県では木造建築のノウハウを持つ建築士——宮崎木造マイスターというものを令和元年度から実施しております。年間6回のセミナーを受けて、最終的にはその報告書を取りまとめていただくことでマイスターに認定しております。令和6年現在で32名の方を宮崎木造マイスターとして認定しております。

**○工藤委員** しっかり増やしていただければと思います。

戻りまして25ページ、早生樹やエリートツリーについて、やはり早く太る分、年輪が詰まっていないので、すぐポッキリ折れるというような意見もあるところでございます。それはどのように把握されており、どのような研究が進んでいるのでしょうか。

それから同じページに林道開設が2.6キロメートルとありますが、このペースで行っていくのでしょうか。先ほど言われた間伐をするにしても、主伐をするにしても、やはり林道から作業道を引っ張っていくことが圧倒的に多いと思いますので、路網の整備が進まないと安価で造った作業道ばかりができて、言ってしまうと災害のときに壊れやすい作業道ばかりになってしまうと思います。林道をしっかり整備することによって作業道が造りやすくなりますし、作業道の区間が短くなります。山の土砂が川に流れていきますが、その意味でも林道の整備をどのようなペースで行っていくのか、山地保存という

意味からもしっかりやっていくのか、その考えをお聞きしたいと思います。

**○松永森林経営課長** まずエリートツリーの材質につきましては、そもそもエリートツリーというものの定義が、通常の木よりも成長が1.5倍速くて、通直で花粉の量が少なく、材質も一般のよりも強いものとなっております。

既に宮崎県では国富町のほうにエリートツリーの原木がありまして、もう50年生くらいになっている木があります。それを切らずにたたいて、音が伝わる速度で木材のヤング率が高いか、低いかなというのが分かる技術がありまして、その50年生の状態では材質も強いことが分かっております。

ただ植えて間もなくは、上のほうに伸びるスピードは速いんですけども、横に太るスピードが少し遅いので、林齢が少ないときにはひょろひょろした木になります。風が当たるところには植えないほうがいいんじゃないかというような話は聞いているところでございます。

それと林道開設につきましては、令和5年度の実績は2.6キロメートル、作業道も39キロメートルとなっているんですけども、その前年は林道開設は7キロメートルぐらい、作業道も50キロメートルぐらいになっています。これは、令和4年度の台風第14号によってなかなか工事ができなかったため、令和5年度の実績は一時的に減っております。県の林内路網密度は、現在39.2メートルパーヘクタールなんですけど、長期計画では令和12年度には40.6メートルパーヘクタールという目標がありますので、その目標達成に向けて開設は進めていきたいと考えております。

**○工藤委員** エリートツリーの件は、恐らく植えて間もない木が結構折れたということで、本

県は台風が来る県でございますので、エリートツリーを植える場所についても指導していただければと思います。

あと、林道開設については、県ではなかなか予算的に厳しいところがあるので、しっかりと国に要望していただければと思います。

**○佐藤委員** 資料27～28ページの持続可能な林業・木材産業づくりについて、木材産業の競争力強化、県産材の需要拡大の推進とありますが、耳川森林組合の椎葉、諸塚、北郷の3施設が閉鎖というニュースが出ておりますけれども、これはどのように考えておられるのかを教えてください。

**○二見山村・木材振興課長** 閉鎖は、耳川広域森林組合の製材加工センターのことでございます。来週の火曜日に、県庁にて耳川広域森林組合の組合長との意見交換といたしますか、状況をお聞きする場を設けております。現在聞いております範囲では、2～3年前から縮小の方向といたしか、一本化の方向での検討はされておられたということでした。ただここに来て住宅需要の低迷というのが大きく響いて、見通しとして今年度末の時点での決算見込みで1億円を超えるぐらいの赤字が出るというようなところがあって、なかなか継続が厳しいということで、9月5日に理事会が開かれて、今回の決定に至ったと聞いております。

心配されるのは、働いていらっしゃる方が3つのセンターを合わせて50人ぐらいおられることです。あとは組合員へのサービスとして、地元の近くに原木を引き取ってもらえるところがあるということが非常に大きいこともございますので、そういったところへのケアはどうなっているのかをお聞きしているところです。報道にもありましたけれども、後任の方たちについ

ては、まず今の給与を補償しながら対応するということを前提にしながら、そこに対応ができない方たち——再造林のほうを中心にということで伺っていますけれども、なかなかそれができない方たちについては、他の仕事についてのあっせんも含めても検討しておられると聞いております。

あと利便性の確保について、製材自体は10月で一旦終わると聞いておりますけれども、いわゆる原木の引取り、受託販売はまだ継続して、これからもやっていくと聞いております。

その後についても、跡地の利用や、例えばバイオマスであったりとか、そういった原木や苗木の扱いとか、いろいろ検討もされているようにも聞いておりますので、その辺の話は週明けにしっかりお聞きして、こちらとして対応できることがあれば対応していきたいと思っております。

**○佐藤委員** 非常に大きい問題で、のこくず等も含めて原木の移動、それから人の雇用も含めて結構波紋が広がると思いますので、しっかりとした対応をお願いしておきます。

**○内田委員長** のこくずの件なんですけれども、畜産関係——牛、豚、特に鶏で、のこくずが足りない、手に入らない、高騰しているということなんです、こういう状況がまだ続きそうですか。何か打開策というか、支援策みたいなものはないでしょうか。

**○笹山みやざきスギ活用推進室長** 今、御指摘にあったように、地元では畜産の敷料として利用されていますのが粉に対しての懸念がございます。現段階において直接相談が来ているというわけではないんですけれども、各出先機関のほうに畜産用おが粉に関する相談窓口というものを設置してございまして、ここにおいて相談

等があれば畜産農家への生産とか利用状況について情報を提供することとなっております。

また環境森林部としまして、そちらとの情報交換をしながら今後進めていきたいと考えております。なお、おが粉につきましては製材化工程におきましては副産物でございますので、県としましては県内外の住宅・非住宅、また海外への販路拡大ということで、県産材への需要の開拓を高めていきまして、現在の製材を維持していきたいと考えてございます。

○内田委員長 よろしく申し上げます。

そのほかよろしいですか。

○川畑自然環境課長 すみません、先ほどのコウライオヤニラミについて、実績が含まれるかどうかという話だったんですが、水産のほうをやっている事業でございまして、事業の中に入っているかは把握できておりません。

しかしながら、水産のほうで昨年から捕獲はやっており、捕獲の実績もあります。ただこの事業で整理したときに入っているかどうかは私も確認できておりません。

○内田委員長 それでは以上をもって、環境森林部を終了いたします。

午後0時6分休憩

---

午後0時59分再開

○内田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○殿所農政水産部長 農政水産部でございます。

まず初めに、先月8日に発生した日向灘沖の地震と、先月下旬の台風第10号に関する被害について御報告をいたします。

地震では選果場等の破損、農地の損壊、漁港

施設のエプロン部の沈下等の被害が発生し、台風では大雨や突風により水稻や飼料作物の倒伏、農業用ハウスの破損、農地の一部崩壊などの被害が発生しております。

被害状況は現在も調査中ですが、一刻も早い復旧に向けて市町村や関係団体等と連携を図りながら、被災者の皆様に寄り添った対応を行ってまいります。詳細についてはこの後、担当課長から説明いたします。

それでは、常任会資料2ページの目次を御覧ください。

本日は予算議案2件、報告事項6件、その他報告事項4件の御審議をお願いしております。予算議案は議案第1号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」と18日に追加上程しました議案第21号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」の2議案であります。

報告事項は農政水産部所管の6法人の経営状況について報告するものであります。

その他報告事項は、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画令和5年度の主な取組についてなど、4項目について御報告いたします。

3ページを御覧ください。

1の予算議案についてであります。

今回の補正予算については一般会計の補正のみで、表の令和6年度の補正額の欄の上から2番目にありますとおり、議案第1号1億6,006万6,000円、議案第21号3億6,000万円の増額をお願いしております。この結果、特別会計と合わせた農政水産部全体の補正後の額は、その4つ右側の欄の補正後の額の1番上にありますとおり435億3,086万8,000円となります。

4ページを御覧ください。

繰越明許費の追加についてであります。

畜産基盤再編総合整備事業のほか5事業につ

いて、関係機関との日程調整等に日時を要したことなどの理由により、合計で8億1,081万2,000円の追加をお願いするものであります。

5ページを御覧ください。

繰越明許費の変更についてであります。

公共土地改良事業について、関係機関との調整等に日時を要したことの理由により、7億9,500万円から13億8,400万円への変更をお願いするものであります。

6ページからは、今回の9月補正事業の説明資料になります。詳細につきましてはこの後、担当課長から説明いたします。

**○内田委員長** 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明を全て終了した後にお願いいたします。

**○白石農産園芸課長** 常任委員会資料6ページを御覧ください。

当課の補正予算額は一般会計のみで5,874万6,000円をお願いしております。この結果、補正後の予算額は右から3番目の欄のとおり19億3,341万1,000円となります。

7ページを御覧ください。

まず、歳出予算説明資料での説明に当たりましては、左から3番目の欄、事項名で説明させていただきます。また、事項の詳細を説明する場合は右から2番目の説明及び事業名の欄を用いさせていただきますが、この欄については説明欄と省略して説明させていただきます。この後、関係課においても同様の説明とさせていただきます。

それでは内容について説明をいたします。

(事項)強い産地づくり対策事業費の説明欄1、「宮崎の農業「強い産地づくり」対策事業」5,874万6,000円です。本事業は国の産地生

産基盤パワーアップ事業等を活用し、農産物の生産性向上等を支援するもので、事業主体からの追加要望と事業費の増に対する国庫事業費の割当に伴い、増額するものでございます。

**○鴨田畜産振興課長** 資料8ページを御覧ください。

当課の補正予算額は一般会計のみで1億132万円をお願いしております。この結果、補正後の予算額は右から3番目の欄のとおり79億4,358万4,000円となります。

内容について御説明いたします。

9ページを御覧ください。

1番目の(事項)食肉鶏卵流通対策費の説明欄1、新規事業「宮崎牛需要創出緊急対策事業」、次の(事項)畜産物価格安定対策事業費の説明欄1、新規事業「宮崎県和子牛資質向上緊急対策事業」については、別紙で御説明いたします。

10ページを御覧ください。

新規事業「宮崎牛需要創出緊急対策事業」で、予算額は2,782万円です。本事業は事業の目的にもありますとおり、牛肉消費が長期にわたり低迷しているため、県内外での新たな需要を緊急的に創出するとともに、海外における新規市場への宮崎牛輸出を促進することで本県肉用牛農家の経営安定を図るものでございます。

11ページの別紙を御覧ください。

現状の右側グラフに枝肉価格の推移を示しており、赤い円で囲った部分になりますけれども、本年5月に枝肉相場が急激に低下し、6月以降も軟調に推移しております。このため中段以下の対策にありますとおり、左側の①「宮崎牛指定店需要創出事業」ではJA等と連携して県内の宮崎牛指定店で使用可能な割引券つき冊子の作成や宮崎牛が当たるキャンペーンなどを実施すること等により、広く県民に宮崎牛を食べて

いただく機会をつくってまいります。

次に、②「インバウンド向け需要創出事業」では、インバウンドの方々の消費行動の際に重要な情報源となっているホテルコンシェルジュを対象とした宮崎牛セミナーを開催することにより、インバウンド需要を取り込んでまいります。

右側の③「イスラム向け需要創出事業」では、県内のハラール対応食肉処理施設からの牛肉輸出に備え、現地のバイヤーや飲食店等をターゲットにしたレセプション等の開催により、速やかな商流構築と輸出拡大につなげてまいります。これらの取組により国内外における宮崎牛の消費と販路の拡大を図ってまいります。事業期間は今年度限りを予定しております。

続きまして12ページを御覧ください。

新規事業、「宮崎県和子牛資質向上緊急対策事業」で、予算額は7,350万円です。本事業は事業の目的にありますとおり、生産性の低下した母牛から優良な繁殖雌牛への更新を支援するとともに、子牛競り市の活性化に向けた購買者誘致の取組を強化することで、全国から選ばれる高品質な和子牛の安定供給と子牛価格上昇による肉用牛繁殖農家の経営改善を図るものです。

13ページを御覧ください。

まず現状ですが、折れ線グラフに子牛価格の推移を示しております。一番下のピンクの折れ線、令和6年度につきましては4～8月の5か月間、近年で最も下落したその上の青い折れ線の令和5年度をさらに下回って推移しております。またその右の棒グラフには母牛年齢別の子牛価格を示しておりますが、7歳以降、子牛価格が低下する傾向にあります。このように母牛の更新が進まず子牛の資質が低下し、価格下落の要因になっていることや優良な繁殖用の雌子

牛が県外に流出し、生産基盤の弱体化が進むなど、負のスパイラルに陥る事態となっております。

このため中段にありますとおり、左側の①「母牛更新加速化事業」では国の事業の対象とならない7歳以上10歳未満の生産性が低下した母牛を更新し、後継となる優良な雌子牛を導入する場合、1頭当たり10万円を支援することで競り市に上場する子牛の資質向上につなげてまいります。

次に、右側の②「子牛セリ市活性化対策事業」では、県とJA等が一体となった購買者誘致活動を実施することにより、購買者数の増加と競り市の活性化を図ってまいります。これらの取組により、下段の効果にありますとおり、短期的には子牛価格の上昇と、中期的には肉用牛生産基盤の強化を図ってまいります。事業期間は今年度限りを予定しております。

最後に14ページを御覧ください。

こちらの資料は今回、説明した2つの新規事業や国・県等の主な肉用牛関連対策をパッケージとして体系的に整理したものでございます。

まず左の農家経営の安定につきましては、肉用子牛生産者補給金制度等の国のセーフティネット対策をはじめ、黄色で示しました各種金融対策の欄ですが、本年8月から農業近代化資金の対象に運転資金を追加するなど、経営面での支援を強化したところでございます。

次に、中ほどの生産基盤の維持・強化につきましては、今回の新規事業と連動した国の繁殖基盤対策や肥育生産対策に加え、自給飼料生産対策について示しております。

最後に、右の消費喚起・販路拡大につきましては、今回の新規事業を含む国内及び海外での各種PRやプロモーション、イベント等への支

援に取り組みます。

なお、参考として下段にJAグループの緊急対策を示しておりますが、今後ともJAや市町村等、関係機関とも十分連携しながら肉用牛農家の支援にしっかりと取り組んでまいります。

○安田漁業管理課長 資料15ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで3億6,000万円をお願いしております。この結果、補正後の予算額は右から3番目の欄のとおり39億2,052万円となります。

内容について説明いたします。

16ページを御覧ください。

説明欄、漁港災害復旧事業に要する経費「日向灘沖の地震における災害復旧に伴う補正」について、本事業は、地震等により被災した漁港の災害復旧を図るための経費であります。先月8日に発生した地震により、日南市の油津漁港などにおきまして岸壁や漁港内の道路に段差や隙間が生じておりますことから、この復旧に要する経費の増額を行うものであります。

○内田委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○日高委員 資料12ページの「宮崎県和子牛資質向上緊急対策事業」について、いろいろ説明を受けましたが、国が10歳以上の母牛を見て、県が7歳から10歳までの母牛を見ると——これは非常に有効な事業だと思っています。他県もこのようなことをやっているのでしょうか。宮崎県ならではのものなのか、お伺いします。

○鴨田畜産振興課長 私どもが聞いております限りでは、国の事業が10歳以上になりますが、本県のように、他県が7歳以上10歳未満に対して支援策を出したような話は聞いてございません。

○日高委員 親牛の年齢が高くなるにつれて子牛の価格が下がるというデータもきっちり出ているようですので、結構よい事業だと思うんですよ。飼料や燃料の価格が高騰し、子牛の価格がこれから上がるというのもなかなか厳しく、ある程度安定するまでは繰り返していかないといいないと思います。せっかくよい事業なのに、次の年はありませんよとするのか、ある程度のところまで子牛価格が上がればその辺で止めるのか、中期的な中で考えると、畜産農家も安心してやれるんじゃないかと思います。

せっかくその取組をしているのに、年度が終わったので終わりますというところも正直どうなんだろうと思う人も出てくるんじゃないかなっていう気がしているので、その辺についてどう考えているのか教えてください。

○鴨田畜産振興課長 御指摘ありがとうございます。まずは補正事業として今回お願いいたしました。いわゆる若雌を更新しますが、今700頭の規模で予算を組ませていただいております。本県は和牛の繁殖雌牛が8万6,000頭弱ほどいますけれども、そのうち今回、県の事業並びに国の事業の対象となる7歳以上の母牛が3割弱程度を占めており、この700頭だけでは全てを入れ替えることは当然できません。今回の事業は3月までとなりますが、今後、その事業の効果等も見ながら、国の事業もしっかり活用し、母牛の年齢の若返りを図り、購買者の方々が買いに来ていただける子牛を市場に上場するという流れをしっかりとつくっていきたいと考えております。

○日高委員 国はどうしても広く、浅くの部分でしか見れない部分があるのが正直なところだと思います。宮崎県は畜産県だから、宮崎牛という1つのブランドを確立していく中で、この

事業や、畜産農家に取り組んでいる取組があります。これは多分、日本全国で一番先進的にいろいろなことをやっていると思います。

要望になるんですけども、部長、次長、局長、課長も、しっかりとその辺を支えて、やはり自力で子牛価格を支えながら上げていく、その段階をしっかりと皆さん方がつくってもらえると助かります。よろしくお願いします。

**○中野委員** 「宮崎牛需要創出緊急対策事業」の③「イスラム向け需要創出事業」についてお尋ねします。

金額は1,378万円ですが、イスラム圏といっても中東からインド西辺りまでありますけれども、ターゲットをしている国はどこでしょうか。

それから、他県ではどういう動きをしているのか、どのくらい輸出しているのか分ければ教えてください。

また、輸出について現在がいくらで、何年後か分かりませんが、どのくらいを見込んでいるのか、金額、量で教えていただきたいと思います。

**○鴨田畜産振興課長** まず、どういった相手国を考えているかということですが、屠畜場のS Eミート宮崎といろいろ話をしている中では、インドネシア、マレーシア、U A E、カタール、サウジアラビアの5か国を念頭に進めていきたいと聞いております。7月3日にハラール認定の認証は頂きましたので、その5か国それぞれに対して今後、国とのやり取りですとか、いろいろな手続等々も出てきます。それをしっかりと段階的に進めてまいりたいと考えております。

他県での取組について、今、ハラール認定の食肉処理施設認定を受けているところは、本県のS Eミート宮崎の屠畜場も含めて全国に9か

所ございます。北海道、埼玉県、大阪府、兵庫県、徳島県に2つ、熊本県に2つということで、それぞれの地域がハラール向けの輸出をしているという状況でございます。私どもが国の情報で聞いている限りでは、日本からイスラム圏への牛肉輸出量は、令和5年度で478トンと聞いております。

参考までに、この478トンというのは、直近4年間で約5倍に増えているというようにも聞いております。

それと、最後に輸出の目標でございますが、このS Eミート宮崎からの輸出量で言いますと、令和9年に95トンを出荷目標として考えております。

**○中野委員** 令和9年の95トンを目指してこの事業をするわけで、この事業費が多いのか、少ないのか、全く分かりませんが、例えば台湾には県からどのくらい輸出してるんですか。それとの比較で教えていただきたいと思います。

**○鴨田畜産振興課長** 台湾には輸出量的には令和5年度で約357トンでございます。

**○中野委員** 令和9年の目標が95トンというのは、それからすると微々たるものですが、その新しい食肉処理施設ができ、それを契機にこの事業を進められたと思っているわけですが、このイスラム圏の需要というのはもともと大きいんですか。

豚は食べないけど牛は食べるということは聞いているわけですが、人口も多く、インドネシアだって3億人ぐらいいるでしょうから、アラビア諸国全体の人口はかなり的人数だと思うんですけども、実際にその牛肉の消費というのは、もし大きければ、大体どこがどこから輸入しているんでしょうか。それとも自身で賄っているんでしょうか。

○**鴨田畜産振興課長** 先ほどターゲット国を5か国お話しさせていただきましたけれども、中でもやはり人口が一番多いのはインドネシアで、私が持っているデータでは2億8,000万人余りです。それとイスラム教徒——いわゆるムスリムの方々は、手元のデータでは、少し前になります、2010年には約16億人ほどいらっしやると聞いております。あくまでも民間の予想にはなりますが、よくSEミート宮崎の社長も話されるんですが、2050年には27億人ほどに増え、4人に1人はムスリムの方々となるということで、市場としても非常に期待が高いです。今、委員がおっしゃいましたように、このムスリムの方々は、豚肉とかアルコールとか、そういうものは基本的に口にしないということですが、牛肉につきましてはハラール認証を取れている、いわゆるイスラムの戒律にのっとって処理した牛肉であれば当然食べられます。今回、SEミート宮崎がその認定を受けるべく手続を進めているところでございます。

○**中野委員** そういう需要が見込まれる国であれば、金額からしてまだまだ足りないような気がします。台湾が輸入を再開したときには宮崎県が最初に出動したということで大きく報道もされたし、実際に我々も行っているいろいろ話をしたこともあるんですが、そのくらいの勢いでやってほしいなと思います。他県に先駆けて、負けないように、予算が足りないなら次の補正予算で頑張るぐらいのことでやってほしいなと思っております。お願いしておきます。

○**佐藤委員** 畜産農家も非常に困っております。西臼杵のほうでも明日から競り市がありますけれども、どんどん辞めようとしている人たちが増える中で、こういう緊急対策事業を矢継ぎ早にさせていただけることは非常にありがたいこと

でありますので、継続して、しっかり対策、対応をしていただきたいと思います。

基本的な質問なんですけれども、ハラール認証で屠殺の仕方が違う、肉のさばき方が違うというわけなんですけれども、向こうの人たちが買うときにはそれがきちんと分かるのでしょうか。

○**鴨田畜産振興課長** ハラールに認証された牛肉ですと、ハラールのマークがつきますので、これに豚とかアルコールが使われていないとかそういうものは、その認証マークを見ることでムスリムの方々は識別ができるということでございます。

○**佐藤委員** 肉が刺して下げてあるようなイメージなんですけれども、ああいうのではなくて、しっかりとパックしてあるものに貼ってあるということですかね。相当数の人口ですので、そちらをターゲットにしていくことはいいと思うんですけれども、片や中国ですよ。数年前、中国が——世界の胃袋が開くぞということで私たちも競り市に行って、畜産農家へ「もうすぐですよ」、「今から上がりますよ」、「中国が——世界の胃袋が開きますよ」と言ったけれども、今のようになっちゃいました。今後、中国も可能性があるということでいろいろ聞こえてきておりますが、宮崎県としてはそのあたりはどう見られているのでしょうか。

それから中国には別ルートで日本の肉が入っているんだという話も聞きます。それが正式になったらどのくらい量が増えるのかとか、そのあたりを数字的なものが分かれば教えてください。

○**鴨田畜産振興課長** 御案内のとおり中国につきましては、食肉輸出に関する二国間協議をしている最中でして、明確に、いつ開きますとか開く可能性が高いということは私どもとしては

把握しておりません。

それと、いろいろなルートの話が飛び交う状態はあるのかもしれませんが、私どもとしては正式な数字しか把握できませんので、後段で御質問のあった件については答えを持ち合わせておりません。

**○佐藤委員** 期待感があるわけですので、そういうものが正式になればどのくらいの見込みだというのが見えてくれば、また教えていただきたいと思います。

一方で、ヨーロッパやアメリカの白色人種の人たちへの輸出についてはどのように見ておられるのでしょうか。オーストラリアなんかは逆にこっちに和牛という形で送ってきておりますし、全国和牛共進会にもかなり来ておりましたけれども、あの辺りで日本の和牛のよさがあるのであれば、そのあたりは何らかの想定がされておられるのでしょうか。

**○鴨田畜産振興課長** 本県が中心的な輸出相手国として考えておりますのが、令和5年度の輸出実績から、台湾、アメリカ、それと香港でございます。この3か国で本県輸出の大体6～7割を占めている状況です。先ほど、中野委員からも御指摘がありましたが、台湾が伸びておりますのは、やはり全国和牛共進会で日本一を取った直後に台湾に一番乗りをしまして、台湾で居酒屋や焼肉店等を大きく展開しているグループの方々が、今でも継続して宮崎牛を取り扱っていただいていること等が要因かと思います。

それとアメリカにつきましては、御案内のとおり関税の問題があります。今年はブラジル産がかなり入ったということで、低関税枠がすぐ埋まったんですけれども、その後、高い関税であつても宮崎牛をお取引いただいております。一概には言えませんが、私どもの試算では、日

本からアメリカへの輸出量のうち、本県からアメリカへの輸出量は、その約3割を占めているのではないかと思いますので、やはり輸出相手国として大きいと考えております。

一方で、ヨーロッパ等につきましては、例えばEU等もターゲット国にはなっておりますけれども、一部いろいろな輸出に関する規制等があります。例えば使用する餌や抗生物質とか、あと認定農場という形で認定したところからしか現時点ではなかなか輸出できない環境があるとか、様々な要因等もあります。私どもとしましては、冒頭申し上げました中心的な3か国を中心に今後も輸出を伸ばしていき、加えて、ハラール圏の輸出をさらに伸ばしていきたいと考えております。

**○佐藤委員** 台湾便も再度行くようになりましたので、そのあたりでも宮崎牛の消費を増やしていただきたいと思います。

片や一番身近な韓国について、ここはアジアナ航空が何便も出ており、韓国から宮崎県に来られる方々は和牛の宮崎牛のおいしさを知っておられると思うんですけれども、韓国辺りでは今後、伸びの期待はないんですか。韓国では韓国の牛肉がかなり消費されているのかとか、そのあたり少し勉強不足ですが教えてください。

**○鴨田畜産振興課長** 韓国も中国と同様に、まだ二国間の協議中でございますので、出せる状態ではございません。ただ、御案内のとおりインバウンドという形で韓国をはじめ、様々な国から日本に来ていただいておりますので、「宮崎牛需要創出緊急対策事業」の②「インバウンド向け需要創出事業」の中で、宮崎牛のよさをホテルコンシェルジュの方々を通じてしっかり伝えて、宮崎牛を食べていただくという流れをつくっていきたいと考えています。

○佐藤委員 私たちの地域の農業生産の6～7割を占めるのが和牛生産でありますので、今の低価格は相当影響を受けております。それから子牛の価格の低迷と、牛肉消費が落ちているというところは非常に影響を受けていますので、先ほど言ったようにタイムリーな対策、対応をお願いしたいと思います。

○中野委員 ②「インバウンド向け需要創出事業」について、これをよく見ると、インバウンド向けの需要創出なのに、この事業は大都市圏でのホテルでこういうセミナーをするということですか。インバウンド対策でもソウルは毎週末来けど台湾は来なかったりですが、東京都とかの大都市にはどんどん行っているんですね。宮崎牛だからこれも悪いとは言いませんが、宮崎県内にインバウンドで来た人たちには何か対策を——①でそれが補われているのかどうか分かりませんが、宮崎県に来れば宮崎牛を食べられるという、何かそういうものがあっていいような気がするんです。これは追加の予算でしょうか、もう既にあるのか分かりませんが、そのあたりはどうなんですか。

○鴨田畜産振興課長 委員御指摘のとおり、この新規事業の②につきましては基本的には東京都、大阪府、福岡県を考えてございます。宮崎県となりますと、例えばなんです、お手元の資料14ページ、肉用牛関連対策パッケージの資料を出しておりますが、これの消費喚起・販路拡大の国内対策の1つ目、「県産牛肉販売促進総合対策事業」がいわゆる経済連、ミヤチクなどの関係者と、より良き宮崎牛づくり対策協議会の活動をやっている予算になります。その活動の一環で、本県に来られるインバウンドの方々へのPRとか、そういう部分についても検討してまいりたいと考えております。

○中野委員 勉強会的时候も申し上げましたが、毎日、韓国等は来るわけですからね。やっぱり昼、夜は宮崎県で宮崎牛を食べて、ゴルフをして、帰ってもなかなか韓国への輸出が難しいようですけれども、宮崎牛をまだ食べたいというような雰囲気をつくって、特別に宮崎牛の宣伝をして、海外にも、そしてまた韓国でも輸入が解禁されるように向けてほしいんですよね。それがこの事業で足りているのかどうか分かりませんが、そのあたりの対策を打って——要は生産者ですから、宮崎県内で肥育農家がちゃんと育つようなことを県の政策としてやってもらっているわけですから、それが満足できるような取組をどんどん進めてほしいと思っております。

○内田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○梶原担い手農地対策課長 資料17ページをお開きください。

県が出資している法人等の経営状況といたしまして、公益社団法人宮崎県農業振興公社について御報告いたします。

1の設立の目的ですが、当該公社は農業経営の規模拡大をはじめ本県農業の振興を目的に昭和35年に設立されております。

2の組織ですが、役員は14名、職員は18名です。

3の出資金等ですが、出資金が6,000万円となっておりまして、このうち県の出資が2,000万円となっております。

次に、令和6年9月県議会定例会提出報告書を説明させていただきます。冊子の報告書では81

ページを、タブレットで報告書を御覧になっている方は資料下中央に印字されているページ番号が81のページをお開きください。

それでは令和 5 年度事業報告書について御説明いたします。

2 の事業実績ですが、(1) の農地部門では、農地中間管理事業により農地の貸借や売買などを行いました。

(2) の担い手支援部門では、就農支援対策事業や基金事業等により新規就農者の確保、育成の支援を行いました。

(3) の畜産施設部門では施設用地の造成や家畜保護施設の整備などを行いました。

次に、資料165ページをお願いいたします。

経営評価報告書を御報告いたします。

中ほどの表、県関与の状況の財政支出等ですが、令和 5 年度の県委託費は3,385万円余、県補助金は 6 億8,093万円余であります。一番下の表、活動指標では①の農地中間管理事業の借受面積は目標未達成となりましたが、②の就農相談件数は目標達成をしております。

166ページをお開きください。

上段の財務状況につきまして、左側の正味財産増減計算書の令和 5 年度の欄を御覧ください。

上から 7 行目の当期一般正味財産増減額は724万円余の増加、その 3 行下の当期指定正味財産増減額は3,567万円余の減少となり、その結果、一番下の正味財産期末残高は令和 4 年度に比べ2,843万円余減少の 9 億8,879万円余となっております。

右側の貸借対照表の令和 5 年度の欄を御覧ください。

1 つ目の資産は17億 2 万円余で、3 行下の負債は 7 億1,123万円余となっており、この結果、3 行下にあります資産から負債を引いた正味財

産は 9 億8,879万円余であります。

その下の表の財務指標を御覧ください。

①の県補助金等比率は、目標値50%に対しまして41.2%と目標達成、②の流動比率は目標値337.3%に対しまして245.2%と目標を未達成にはなりましたが、短期の支払い能力には十分な結果となっております。

一番下の総合評価の右側、県の評価でございますけれども、活動指標につきましては、就農相談件数は目標を達成しておりまして、農地中間管理事業も目標未達成ではあるものの、耕地面積に占める借入れ面積の割合が全国で 8 位、九州では 1 位と高い実績を上げていることを評価しております。

財務指標につきましては、県補助金等比率は目標達成、流動比率は目標未達成でありましたが、5 期連続で赤字となっております当期一般正味財産が今年度は黒字となりました。引き続き今後も自主財源の確保や管理費削減の取組を求めています。

続きまして、91ページをお願いいたします。

令和 6 年度の事業計画を説明いたします。

2 の事業計画のとおり、3 部門で各種事業を実施し、本県の農業振興を図ってまいります。

次に、92ページをお開きください。

3 の正味財産増減予算書でございますが、I の一般正味財産増減の部の 1 経常増減の部(1)の経常収益は、93ページ上段枠内の経常収益計24億5,522万円余であり、それに対する(2)の経常費用につきましては、95ページになりますけれども、中段枠内の経常費用計24億5,618万円余を見込んでおります。

また、2 の経常外増減の部につきましては、当期経常外増減額が572万円となり、一般正味財産期末残高は 1 億3,601万円余となり、最終的に

一番下のⅢの正味財産期末残高といたしまして10億334万円余を見込んでおります。

農業振興公社に関する報告は以上でございます。

○安田漁業管理課長 常任委員会資料に戻っていただきまして18ページを御覧ください。一般財団法人宮崎県内水面振興センターについて御報告します。

1の設立の目的ですが、内水面における漁業及び養殖業の振興を図るとともに、水産動植物の保護培養等、内水面の振興に資することとなっております。

2の組織ですが、役員は9名、職員は10名となっております。

3の出資金等ですが、出捐金は3,000万円で、このうち県が1,500万円でございます。

別冊の令和6年9月県議会定例会提出報告書の97ページを御覧ください。

2の事業実績ですが、主なものといたしまして、(1)の「内水面における漁業及び養殖業の振興に関する事業」では、うなぎ稚魚の取扱いに関する条例に基づく現地調査や内水面振興法に基づくウナギ稚魚の池入れ量制限に係る指導・監視を行っております。

(2)の「内水面における秩序維持対策に関する事業」では、巡回パトロールによる河川利用秩序の指導や県と連携したウナギ稚魚の違法採捕の防止に努めております。

(3)の「内水面の増養殖用種苗の採捕、供給等に関する事業」では、大淀川と一ツ瀬川でウナギ稚魚の採捕を行い、県内養殖業者へ供給しております。採捕量は34.1キログラム、収入額は6,102万円余でございます。

続きまして、167ページを御覧ください。

宮崎県出資法人等経営評価報告書により、令

和5年度の経営状況等を説明いたします。

まず、表中段の県関与の状況の財政支出等の欄を御覧ください。

令和5年度の県委託料は4,852万円余、県補助金は1,910万円余、その右側の欄ですが、県からの派遣職員の人件費は1名で658万円余であります。

また、その他の県からの支援等として、経営基盤強化対策資金の借入金が2,400万円でございます。

次に、一番下の活動指標につきましては、①の県内産種苗に占めるセンター採捕分の割合は17.9%、達成度は59.7%、②の県内河川の監視・指導回数は254回でございます。

続きまして、168ページを御覧ください。

上段の財務状況の左側、正味財産増減計算書の令和5年度の欄でございますが、経常収益は1億3,058万円余、経常費用は1億368万円で、当期経常増減額は2,690万円余となりました。

その結果、一番下の正味財産期末残高は5,613万円余と、昨年度から2,700万円ほど増加いたしました。

次に、中段の財務指標ですが、①の正味財産の対前年度比率は、「うなぎ稚魚採捕・供給事業」の収益増加により、実績値は192%となりました。

②の管理費比率は17%で、経常費用に占める管理費の割合が目標値を下回っており、管理費の抑制が図られております。

次に、下段の総合評価の右側、県の評価ですが、第5期経営改善計画に基づき体質強化を図るとともに、引き続きうなぎ資源の適正管理や持続的な養鰻業発展と内水面の振興への寄与に期待するとしております。

続きまして、令和6年度の事業計画について説明いたします。

103ページにお戻りください。

今年度は2の事業計画のとおり、おおむね昨年度と同様の事業に取り組んでまいります。

104ページを御覧ください。

3の収支予算書ですが、Ⅰ、事業活動収支の部の1、事業活動収入のうち、中ほどの種苗販売事業収入は、近年の状況を考慮し2,600万円とし、事業活動収入計は9,660万円余を計画しております。

105ページを御覧ください。

下の囲み欄の事業活動支出計は9,225万円余を見込んでおり、事業活動収支差額は435万円余を計画しております。

次に、Ⅱの投資活動収支の部では、106ページに移りまして、横囲みの上から2番目、投資活動収支差額をマイナス435万円余、Ⅲの財務活動収支の部の下のほう、財務活動収支差額をゼロとそれぞれ見込んでおります。

○西田水産政策課長 常任委員会資料の19ページを御覧ください。

一般財団法人宮崎県水産振興協会の経営状況について報告いたします。

1の設立の目的ですが、当協会は、栽培漁業の推進及び養殖業の振興により、海面における本県水産業の発展を図り、県民生活の向上に寄与することを目的として平成4年に設立されたものです。

2の組織ですが、役員は11名、職員は9名です。

3の出資金等ですが、出捐金は7,588万円で、このうち県は3,794万円です。

次に、別冊の令和6年9月県議会定例会提出報告書の107ページを御覧ください。

2の事業実績ですが、(1)の「栽培漁業振興事業」では、栽培漁業の普及啓発やヒラメ等の

種苗放流による資源造成型栽培漁業を推進しました。

(2)の「魚類養殖適正管理指導事業」では、県内での養殖業における実態調査などを行いました。

(3)の「種苗生産技術開発事業」では、通常ブリ養殖では、春に天然種苗が採捕・導入されますが、本事業では養殖ブリの周年出荷に向け、夏季生産の超早期人工種苗供給実証試験に取り組みました。

(4)の「養殖用種苗供給事業」では、マダイやシマアジなどの養殖ニーズに対応した種苗の生産供給を行いました。

次に、別冊の169ページを御覧ください。

宮崎県出資法人等経営評価報告書により、令和5年度の評価について説明いたします。

まず、表中段の県関与の状況の財政支出等の欄を御覧ください。

令和5年度の県委託料は833万円余、県補助金は2,463万円余、右側になりますが、県からの派遣職員の人件費は3名で1,538万円余であります。

次に、一番下の活動指標の欄を御覧ください。

3つの活動指標に対する令和5年度の達成率は、①の放流用種苗生産尾数が105.6%、②の放流魚混獲状況が29.9%、③の栽培漁業に関する普及啓発が97.3%であります。

170ページをお開きください。

一番上の表の財務状況の欄を御覧ください。

左側の正味財産増減計算書の令和5年度の欄ですが、中段の当期一般正味財産増減額は、マイナス3,809万円余、指定正味財産は該当ありませんので、一番下の正味財産期末残高は1億9,902万円余であります。

続きまして、右側の貸借対照表の令和5年度

の欄を御覧ください。

資産は 2 億 3,545 万円余、3 行下の負債は 3,642 万円余、結果、その下の正味財産は 1 億 9,902 万円余であります。

次に、中段の財務指標ですが、①の 1 人当たりの自主財源収入金額では、目標値 790 万円余に対し、実績値は 1,061 万円余、②の収支比率は目標値 103.6% に対し、実績値は 79.9%、③の主な収益事業魚種の販売収入は、目標値 8,836 万円余に対し、実績値は 5,900 万円余となっております。

次に、下段の総合評価の右側、県の評価ですが、令和 5 年度は前年度に発生した魚病の影響による一部魚種の生産不調や、夏季の種苗生産を中止したことにより赤字決算となりましたが、令和 6 年度はさらなる防疫対策の徹底及び中期経営計画に基づいた取組の実施により経営の安定化を図るとともに、各事業のさらなる推進が求められるものと考えております。

続きまして、令和 6 年度の事業計画について御説明いたします。別冊の 112 ページにお戻りください。

2 の事業計画ですが、昨年度と同様の事業を実施してまいります。

113 ページを御覧ください。

3 の収支予算書ですが、Ⅰの一般正味財産増減の部では、(1)の経常収益は 2 億 544 万円余、(2)の経常費用は 2 億 530 万円を見込んでおります。

2 の経常外増減の部の一般正味財産期末残高は 1 億 9,908 万円余で、その結果、一番下のⅢの正味財産期末残高は 1 億 9,908 万円余を見込んでおります。

○鴨田畜産振興課長 当課からは 3 つの法人について報告をいたします。常任委員会資料の 20 ページを御覧ください。

まず、一般社団法人宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金協会の経営状況等について報告いたします。

1 の設立の目的ですが、当協会は、和牛枝肉価格の変動で生じる損失を補填することにより、和牛肥育農家の経営安定を図り、もって本県肉用牛の振興、さらには県内地域経済の安定に寄与することを目的に、平成 8 年に設立されております。

2 の組織ですが、役員は会長理事ほか監事を含む 17 名で、そのうち県職員が 1 名となっております。協会事務は県経済連に委託されており、法人としての専属の職員はおりません。

3 の出資金等ですが、寄託金として 6,166 万円、そのうち県は 2,000 万円で、比率は 32.4% であります。

次に、経営状況等について御説明いたします。令和 6 年 9 月県議会定例会提出報告書の 171 ページをお開きください。

中ほどの表の県関与の状況、県の財政支出等はありません。

下段の活動指標を御覧ください。

活動指標は、①基金造成額は達成度 103%、②の補填金交付額も達成度 103% であります。

次に、172 ページをお開きください。

一番上の表の財務状況、まず表の左側の収支計算書でございますが、令和 5 年度の収入は 1 億 818 万円余、支出は 1 億 811 万円余で、その結果収支差額は 6 万円余となります。

次に、右側の貸借対照表であります。令和 5 年度の資産は流動資産のみで 8,597 万円余となっており、その 3 つ下の負債は 8,375 万円余となっております。

資産から負債を差し引いた正味財産は 221 万円余となっております。

その下の財務指標であります。適正運営の指標として収支バランスを設定しており、達成度は100.1%であります。

次に、下段の総合評価を御覧ください。表の右側、県の評価であります。物価高による消費抑制等の影響により、枝肉価格相場が不透明な中、当協会は和牛肥育農家の経営安定のために重要な役割を担っており、補填については基金の範囲内で行われ、財務内容は健全であると評価しております。

次に、常任委員会資料に戻っていただきまして、21ページをお願いいたします。

一般社団法人宮崎県家畜改良事業団であります。

1の設立の目的ですが、当事業団は、優良種雄牛の造成や家畜人工授精用凍結精液の計画的な需給管理を推進することにより、肉用牛の改良及び増殖を促進し、もって農家経営の安定と地域社会の健全な発展に寄与することを目的に、昭和44年に設立しております。

2の組織ですが、役員は、理事長ほか監事を含む21名で、そのうち県職員が1名、県退職者が1名となっております。職員は24名であります。

3の出資金等ですが、寄託金として9,800万円、そのうち県は4,000万円で、比率は40.8%であります。

次に、経営状況等について御説明いたします。別冊資料173ページをお開きください。

中ほどの表の県関与の状況、県の財政支出等ではありますが、令和5年度の県委託料は1億2,659万円余となっております。委託料の内容につきましては、その下の主な県財政支出の内容の欄の①「宮崎県肉用牛改良総合対策事業」であります。これは、種雄牛候補牛の能力を

把握し、種雄牛造成を行うための検定事業でありまして、種雄牛の候補となる直接検定牛の購入費や産肉能力検定に係る経費や推進費等であります。

下段の活動指標を御覧ください。凍結精液の譲渡本数を指標として設定し、達成度は90.2%であります。

次に、174ページをお開きください。

一番上の財務状況、まず表の左側の収支計算書ではありますが、令和5年度の収入は5億7,249万円余、支出は5億6,508万円余、その結果収支差額は741万円余となります。

次に、右側の貸借対照表ではありますが、令和5年度の資産は10億7,107万円余となっており、その3行下の負債は2億7,278万円余となっております。

資産から負債を差し引いた正味財産は7億9,829万円余となっております。

次に、その下の財務指標であります。①の自己収入比率の達成度は94.8%、②の管理費比率の達成度は104.3%であります。

次に、下段の表、総合評価、表の右側になりますが、県の評価であります。繁殖雌牛の減少等に伴いまして、県有種牛の凍結精液の使用数減少により事業収入が減少しておりますけれども、費用の節減が図られていることから10期連続の黒字決算を達成しており、本県の肉用牛経営の要となる施設として安定的な供給体制が構築されていると評価しております。

最後に、常任委員会資料に戻っていただきまして、22ページを御覧ください。

一般社団法人宮崎県酪農公社であります。

1の設立の目的ですが、当公社は、県内の酪農家の預託に係る乳用牛の哺育・育成等を行うことで、本県酪農の経営安定や規模拡大を支援

することを目的に、昭和43年に設立されております。

2の組織ですが、役員は、理事長ほか監事を含む11名で、そのうち県職員が2名となっております。職員は12名であります。

3の出資金等ですが、出資金として1億6,058万円、そのうち県は8,000万円で、比率は49.8%であります。

次に、別冊の資料175ページをお願いいたします。

中ほどの表の県関与の状況、県の財政支出等ありますが、令和5年度の県補助金は2,240万円余となっております。

補助金の内容につきましては、その下の主な県財政支出の内容の欄、①「宮崎県酪農公社運営強化対策事業」については、公社の施設整備等に係る起債償還額を出資割合に応じて助成しており、276万円余を支出しております。

②「乳用後継牛育成預託支援緊急対策事業」については、県内酪農家の物価高騰による影響緩和のため、公社の乳用後継牛預託事業の預託料の値上げ相当分に係る経費の一部を助成する緊急対策事業として1,963万円余を支出しております。

下段の活動指標を御覧ください。活動指標は、①の預託牛入牧延べ頭数につきましては、達成度87.8%、②の年間生乳出荷数量は、達成度81.8%であります。

次に、176ページを御覧ください。

一番上の表の財務状況、左側の損益計算書でございますが、一番上の売上高は4億784万円余となり、売上原価等を差し引いた結果、一番下の欄のとおり当期純損失が3,571万円余となっております。

次に、右側の貸借対照表であります。令和

5年度の資産は2億9,100万円余となっており、負債は4億8,488万円余となっております。正味財産はマイナス1億9,387万円余となっております。

次に、その下の財務指標であります。①の当期収支差額につきましては、生産原価が高止まりしていることに加え、酪農を取り巻く厳しい情勢を背景として、酪農家からの預託が減少したことなどにより赤字決算となったことから、達成度はマイナス1,165.6%となっております。

②の自己収入比率は79.4%、③の管理費比率は124%となっております。

次に、下段の総合評価について、表の右側の県の評価であります。

令和5年度につきましては、乳用牛や肉用牛部門において、繁殖成績などが悪い牛の淘汰を進めながら、コスト縮減による収益確保に取り組みましたが、昨今の飼料や資材、燃料等の価格の高止まりの影響に加え、目標としていた預託牛頭数を確保することができなかったことなどから、昨年度に引き続き損失を計上いたしました。そのため、今年度につきましては、単年度黒字の達成に向けて、預託牛の確保と経費縮減に取り組んでおります。加えて、今年度は、令和4年3月に策定いたしました第4次経営改善計画の終期に当たりますことから、今後の経営改善に向けまして新たに酪農公社の在り方検討会を設置し、不採算部門からの撤退も含めた抜本的な経営改善策について議論を行うなどしながら、実効性のある次期第5次経営改善計画の策定につなげてまいりたいと考えております。

○内田委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○原田農政企画課長 常任委員会資料23ページを御覧ください。

第八次宮崎県農業・農村振興長期計画における令和5年度の主な取組について御説明をいたします。

初めに、1の長期計画の概要についてです。

この計画は、令和3年度を初年度として10年後である令和12年度を見据えた長期ビジョンにおきまして、下の青色の「新防災」とオレンジ色の「スマート化」をキーワードに、上の赤色にあります「持続可能な魅力あるみやざき農業」の実現を目指すこととしております。

24ページを御覧ください。

長期ビジョンに基づき10年後に目指す将来像として、緑色の「“農の魅力を産み出す”人材の育成と支援体制の構築」、オレンジ色の「“農の魅力を届ける”みやざきアグリフードチェーンの実現」、青色の「“農の魅力を支える”力強い農業・農村の実現」の3つの視点をもって、丸枠で囲っております「次代を担うみやざきアグリプレーヤーの確保・育成」など、7つの柱に沿ってそれぞれ具体的な施策を展開することとしております。

下の青枠内の構造展望には、将来の農業経営体数や農業産出額等の目標を掲げておりまして、現在これらの達成に向け取り組んでいるところでございます。

25ページを御覧ください。

ここからは、令和5年度の主な取組について御説明をいたします。説明は、先ほどの3つの

視点と7本の柱ごとにそれぞれに掲載している写真の内容を中心に御説明をいたします。

まず1つ目の視点、「“農の魅力を産み出す”人材の育成と支援体制の構築」における「次代を担うみやざきアグリプレーヤーの確保・育成」についてでございます。

人材の確保に向け、高千穂ファーマーズスクール及び宮崎県酪農公社を就農トレーニング施設と位置づけて運営を支援するとともに、若手農業者や女性農業者等への研修会の参加や他産業から参入する法人の確保に向けた相談体制などに取り組みしました。

下段の「産地サポート機能を有する新たな体制の構築」では、農業承継コーディネーターによる円滑な事業承継のための情報収集やマッチング、多様な人材が働きやすい環境づくりに必要な施設改修等の支援、ベトナム国立農業大学と連携した外国人材の確保に取り組みしました。

26ページを御覧ください。

2つ目の視点、「“農の魅力を届ける”みやざきアグリフードチェーンの実現」における「スマート生産基盤の確立による産地革新」におきましては、ICTを活用した哺乳ロボット等の省力管理モデル畜舎の整備支援やスマート農業等に対応するための圃場整備、加工・業務用野菜産地の維持拡大に向けた作業受委託の仕組みの構築などに取り組みしました。

また、下枠にありますとおり、台風などに強い耐候性ハウスの導入推進や養液栽培の低コスト化に係る研究、ハラル処理に対応した新たな食肉処理施設の整備支援、GABAを多く含むウーロン茶の製造技術の確立などに取り組みしました。

27ページを御覧ください。

上段の「産地と流通の変革を生かした販売力

の強化」では、県産農産物の価値向上として、イチゴでの栄養機能食品としての表示販売やローカルフードプロジェクトにおける県産食材を用いた商品開発、輸出促進のための宮崎牛のトップセールスなどに取り組みました。

下段の「地とマーケットをつなぐ流通構造の变革」では、県内各地域の積み合わせの集約化やパレット輸送に係る効率化のための試験、福岡行きB&S路線での貨客混載輸送の検証などに取り組みました。

28ページを御覧ください。

3つ目の視点、「“農の魅力を支える”力強い農業・農村の実現」における「次世代に引き継ぐ魅力あふれる農山村づくり」では、市町村等と連携した農村RMOのモデル形成や民間サービスを活用した労働力確保の仕組みづくりを支援するとともに、鳥獣被害に対する重点現地支援の実施や世界農業遺産認定地域での農泊推進や商品開発への支援などに取り組みました。

29ページを御覧ください。

「持続的で安全・安心な農業・農村づくり」では、耕畜連携の推進に向けた研修会や視察研修等の実施、防災重点農業用ため池の補強対策工事等による災害への備えの強化、家畜防疫や公衆衛生を支える県職員獣医師の確保などに取り組みました。

また、下枠のとおり、農業セーフティネットワークストップ窓口での相談・支援の強化に取り組むとともに、有機農業への転換支援や販路拡大に向けた実需者とのマッチング機会の創出、地産地消料理教室や味覚の授業等による県民の理解醸成などに取り組みました。

○西田水産政策課長 常任委員会資料の30ページを御覧ください。

第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画の概

要について説明します。

当計画は、令和3～12年度の10年間を計画期間とし、10年後を見据えた長期ビジョンと前半5年間の具体的な施策となる基本計画で構成しております。

赤枠の計画の目標についてですが、「ひなた魚ベーションで新たな波に乗り成長する水産業」を基本目標とし、生産環境の技術革新と多様化、経営体の高収益化と流通改革など4つの柱に基づき、本県水産業の成長産業化を目指してまいります。

次に、31ページを御覧ください。

黒枠の目指す将来像と施策の基本方向でございしますが、生産環境の創出などの4つのイオベーションの展開によって、経営体の収益性が向上することで漁村が活性化し、多様な人材が集まるといった成長のサイクルが形成され、その成長を水産資源や生産基盤が支えるという将来を目指しております。

次に、32ページを御覧ください。

令和5年度の主な取組について説明します。説明は先ほどの4つの柱ごとに、それぞれに掲載している写真の内容を中心に説明します。

まず、施策1の「人口減少社会に対応した生産環境の創出」では、①の「技術革新と漁場利用の最適化による生産力強化」としまして、図1にありますような漁業調査船「みやざき丸」を活用した未利用漁場の詳細な海底地形図の作成や環境改善と生産力向上を両立可能な貝類・藻類養殖の生産拡大の支援を行うとともに、②の「多様な人材確保と生産・流通構造のスマート化」では、大手就職サイトを活用し、転職者・移住者をターゲットとした就職情報の発信などに取り組みました。

33ページを御覧ください。

施策 2 の「成長をつかむ高収益化と流通改革」では、①の「漁業経営体の構造改革と育成強化」としまして、高収益型漁業への転換を図るための代船や、養殖業における人工種苗への転換などを支援するとともに、②の「水産バリューチェーンの最適化」では、図10にありますような輸出ニーズに対応した加工場整備などを支援しました。

次に、34ページを御覧ください。

施策 3 の「水産資源の最適な利用管理と環境保全への対応」では、①の「水産資源の利用管理の最適化」としまして、クロマグロ等について漁獲状況に応じた漁獲制限を行うなど、資源の適切な利用管理を推進するとともに、②の「環境に配慮した責任ある水産業の推進」では、魚病や赤潮による被害軽減を図るための迅速な初動対応としてのリモート診断の実施やカワウ対策の指針となる「カワウ対策アクションプラン」を策定し、関係団体と連携した一体的な対策を推進しました。

次に、35ページをお開きください。

施策 4 の「成長産業化を支える漁村の基盤強化」では、①の「災害に強い漁村と安全対策の推進」としまして、防波堤などの地震・津波対策や航行・操業の安全確保に資する無線施設の改修を、②の「漁協と生産・流通の基盤強化」では、漁港の衛生管理対策の実施及び共同利用施設の整備・改修に係る支援を行うとともに、③の「漁村・内水面の多面的機能の発揮促進」では、漁港の老朽化対策や料理教室などを通じた魚食普及に取り組みました。

令和 5 年度の主な取組については以上でございます。本計画の推進に当たっては、今後も漁業者や関係団体との連携を図りながら、各種取組を着実に実行してまいります。

○下田中山間農業振興室長 常任委員会資料36ページを御覧ください。

野生鳥獣による農林作物等の令和 5 年度被害額についてであります。

本件につきましては、午前中の環境森林部の審議におきまして、人工林・特用林産物関係の説明がなされておりますので、私からは農作物関係について御説明いたします。

まず、1 の令和 5 年度の被害状況についてであります。

農林作物等の令和 5 年度の被害額は約 3 億4,000万円であり、令和 4 年度より約3,300万円、約 9 %の減少となりました。このうち農作物は、(1) の部門別・作物別被害状況の表の上の段、右側にありますとおり約 2 億7,400万円であり、令和 4 年度より約2,900万円、約10%の減少となりました。

37ページを御覧ください。

(2) の鳥獣別被害の状況は、いずれの獣種も令和 4 年度より減少し、特に鳥類においては大幅な減少となったところです。これは農作物についても同様の状況となっております。

次に、2 の被害額増減の要因についてであります。

農作物関係は(1) になりますが、果樹、水稻及びいも類は、基本的な対策である鳥獣を近づけない環境づくりや侵入防止柵の整備、有害鳥獣捕獲の推進に加えまして、令和 5 年度はヒヨドリ等の飛来数が少なかったこともあり、被害額が減少したものです。

一方、飼料作物はイノシシ等、野菜は鹿等により、被害額がやや増加したところです。

38ページを御覧ください。

3 の今年度の主な取組についてであります。各地域の鳥獣被害対策特命チームを中心に、「守

れる集落づくり」に向けた合意形成づくりや放任果樹の伐採や草刈りなど生息環境の管理、効果的な侵入防止策の設置、維持管理方法の指導など、地域と一体となった対策を推進しますとともに、地域キャラバンによる課題抽出や現地指導を主体に集落に入り込むプッシュ型の重点現地支援に取り組み、優良な地域モデルの育成と県内波及を促進してまいります。

また、(2)ですが、国の交付金を活用し、引き続き集落等における侵入防止柵の整備や有害鳥獣捕獲対策を推進しますとともに、本年度の新規事業で取り組みます、維持管理のための見回りの省力化等が期待できます電気柵モニタリングシステムの広域的な実証、わなの見回りの省力化やジビエの利用促進が期待できます捕獲通知システムの実証を通じ、ICTを活用した新たな被害防止対策を推進してまいります。

**○原田農政企画課長** 常任委員会資料の40ページを御覧ください。

令和6年8月8日の日向灘沖の地震及び令和6年台風第10号に伴う農水産業関係被害についてでございます。

まず、1の令和6年8月8日の日向灘沖の地震に伴う農水産業関係被害についてです。

この地震は、日南市で震度6弱を観測するなど県内各地で大きな揺れが生じました。

また、気象庁から初めて南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されるなど、大規模地震や引き続きの備えの必要性を再確認したところでございます。

農水産業関係につきまして、(1)の被害状況でございますけれども、①の農作物等では、コショウランや卵の被害が生じており、被害額は合計約260万円となっております。

②の農業用施設等では、JAの選果場等の破

損や畜産用施設の設備の破損など、被害数は23件、被害額は約2,500万円となっております。

41ページを御覧ください。

③の水産関係では、漁船と荷さばき所等の中で荷下ろし作業を行う場所である漁港のエプロン部の沈下等が発生をしております、被害額は合計約4億3,500万円となっております。

④の農業土木関連では、農地ののり面崩壊や水路の埋没が5か所で生じており、被害額は3,100万円となっております。

これら地震による農水産業全体の被害総額は、(2)にありますとおり4億9,400万円余となっております。

42ページを御覧ください。

次に、2の令和6年台風第10号に伴う農水産業関係被害についてでございます。

台風第10号は、強い勢力を維持したまま本県に接近し、県内各地で暴風や大雨を記録したほか、突風や竜巻と思われる被害も発生したところでございます。

農水産業関係につきまして、(1)の被害状況ですけれども、①の農作物等では、野菜や果樹などへの被害のほか家畜の死亡が生じており、被害額は約3億3,300万円となっております。

②の農業用施設等では、農業用ハウスや共同利用施設、畜産用施設などに被害が多く、被害数は411件、被害額は約3億2,700万円となっております。

43ページを御覧ください。

③の水産関係では、養殖施設の破損やチョウザメ、ウナギのへい死、海岸等への流木等の漂着物などが発生しており、被害額は約6億円となっております。

④の農業土木関連では、田や畑ののり面崩壊や水路の崩壊・埋没、農道の路肩崩壊などが発

生しており、被害数は463か所、被害額は約14億8,700万円となっております。

これら台風第10号による農水産業全体の被害総額は、(2)にありますとおり27億5,300万円余となっております。

なお、地震、台風ともに被害の全容把握には時間がかかる状況でございますことから、被害件数や額につきましては、9月13日時点の暫定値でございます。

44ページを御覧ください。

台風第10号に関しまして、(3)の県の主な対応についてでございます。

①の農水産業者への事前対応として、防災情報を市町村、関係団体等に対して提供したほか、土地改良施設等の安全管理体制の強化や農業用ため池の事前点検などについて、管理者へ周知を図ったところでございます。

また、台風通過後には②の被災農水産業者への対応として、農業では県内8か所の農業改良普及センターで栽培や経営等に関する相談に対応するとともに、台風第10号を9月2日付で、「みやざきの農を支えるひなた資金(災害資金)」の対象に指定しました。

また、水産業では、県などの相談窓口において、復旧に係る資金等への相談に対応しているところでございます。

次に、③の農地等の復旧・漂着物への対応といたしましては、国や県の事業により復旧工事や漂着物の回収・処理を行う予定としております。

最後に、④の国への要望につきまして、9月5日、知事より岸田内閣総理大臣及び松村防災担当大臣に対し、農地、施設等の災害復旧事業に係る予算確保のほか、2項目について要望を行ったところであります。

○内田委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○荒神委員 資料24ページの「10年後に目指す将来像」について、地域計画でも話されていますけれども、10年後の農地というのは本当に正確な将来像が描けるのか、この1年、2年が勝負のような気もしており、この考え方というのは正しいのかと疑問に思っています。

その展望が資料に書いてあり、農業経営体数、農業生産人口、経営耕地面積が減少し、逆に生産額が増えるとのことで、これは理想なんですけれども、今後、耕地面積が減るということは荒廃地化につながると思うんですが、その辺の考え方や対策というのはどのように考えられているのでしょうか。

○原田農政企画課長 この構造展望につきましては、全国で人口減少が進む中で、担い手の減少をできるだけ抑えながら、また農地の集約、集積等を図って、法人等の担い手への集約により、生産効率を上げていくということで農業産出額も高めていこうという考えでございます。

耕地面積の予測につきましては、委員御指摘のとおり担い手の農家が減っていく状況でございますけれども、一方で、農業法人や主業農家等につきまして、農地の集積を進める取組をしっかりと行うことで、最大限努力すれば、この程度の減少に収められるのではないかとということで目標を立てたところでございます。

○荒神委員 10年後はこうになるんだろうということは分かるんです。こうならないがための対策というのが必要ではないかと思うんですが、その辺の展望、お考えはどうなんでしょう。

○梶原担い手農地対策課長 委員おっしゃるとおり、今まさに地域計画の話合いが県内787地区

で進められております。10年後を見据えてというのはなかなか難しいかもしれませんが、10年後ということを仮定して、地域の皆さんで集まって話し合っていただくとような機会を設けることが、その地域の将来を考えるきっかけになると思っております。

その地域ごとに、それぞれ取り得る対策というのは様々かと思っておりますけれども、どうやればその集落が活力をもって続いていけるかというところで、高収益作物への転換ですとか、あるいは畑作の振興、それから集落機能の維持も含めて、そういったところを住民主体で話し合っていただくというところが、まずはスタート地点かなと思っております。その上で、県としてそれぞれの集落が求めるところに、様々な施策によって後押しをしていくというところで考えております。

**○荒神委員** 冒頭で言いましたけれども、10年という計画はやはり無責任な計画だと思っております。ここ3年の勝負だという方もいらっしゃるわけですので、それを見据えてやっていかないと、10年先が絵に描いた餅のように感じます。

先ほど取組をおっしゃいましたけれども、耕地面積の減少が鳥獣被害につながっていくと思います。耕作面積を減少させないためにも、鳥獣被害をこれ以上増やさないためにも、やはりここは抜本的な計画が必要ではないかと思えます。わなとかの管理の問題よりも、常時、農業人口や農地が減っていくわけですから、このような対策で鳥獣被害の対策は進むのでしょうか。

**○梶原担い手農地対策課長** まず、地域計画について御説明させていただきますと、今お話を進めていただいている中でも、なかなか10年先は計画が立てられないという厳しいお声もあるというのは事実であると認識しております。

一方で国のほうも、最初から10年先を見据えて完璧な計画をつくる必要はないというようなことも申しております。話し合いを始めることで徐々に計画をブラッシュアップしていくという、そういった継続的な話し合いが重要だということで説明しておりますので、住民の方々の継続的な話し合いを行政としても後押ししていきたいと思っております。

また、地域計画の中でも鳥獣被害の対策を取り組むところは、そういったことを計画の中に書いていただくということになっておりまして、国の鳥獣被害対策の政策も、地域計画に定められているところを重点的に採択するという方針も示しております。まずは住民主体で話し合っていていただいて、鳥獣対策にどうやって取り組んでいくのかということを集落として考えていただくということが重要なことと思っております。

**○日高委員** 関連で、人口が減っていくから経営体数も減り、当然、生産人口も減っていくというのは分かります。生産額は上がっていくということで、耕地面積は減って集約化されるということなんでしょうけれども、集約化されて、今ある農地が令和10年には4,000ヘクタールは減るわけですね。その減った分はどういったものに使われるイメージなのでしょうか。

要は、耕作放棄地のままとするのか、新しい居住環境として整備されていくのか、また、放牧とか、いろいろなことがあると思います。片や農地法で、絶対にここを農地として守らなければいけないということをやっているわけですね。その辺のイメージを教えてください。

**○梶原担い手農地対策課長** 農地面積の推移ですけれども、もちろん転用という形で農地から農地以外の土地に移っていくというようなところが、毎年平均200ヘクタールほどありますので、

それも織り込んで推移していくというところもあります。また、高齢化に伴って、もう耕作ができないというような土地が出てくるというところも事実かなと思っております。

ただ一方で、無作為にそういう土地が増えていって、営農を継続している土地に影響が出てくるということは避けたいと思っております。地域計画の中で、将来どこを守っていかないといけないのか。それから、委員おっしゃるとおり放牧ですとか、あるいは粗放的な管理ができるような果樹を植えるですとか、そういったなるべく労力のかからない方法で進めていくようなところを考えていただくことが必要になると思っております。

その上で住民の方々が、粗放的な管理をするということを決めていただいたなら、国の事業の中でもそれを後押しするような事業もありますので、そういった事業の活用を推進していくというところになるかなと思います。

**○日高委員** まず継続的に話し合いをやっていって、その中でいろんな答えが見えてくると思います。中山間地域を抱えながら農業をしているところ、盆地の広い耕作面積を持っているところ、やはりそれぞれの圏域で大きく違ってくると思います。

今、課長が言うようなイメージは理想ですけども、農地法は、かなり厳しいです。年200ヘクタールぐらいは用途転換をしているとはいいますが、どういうイメージで転換をやっているのでしょうか。例えば、大きい工業施設が来て、半導体関連なら国も後押しをしてくれてパンといけると思うんですけども、農業団体が話し合って、転用しますよと言ったときに、本当に国が後押ししてくれるのでしょうか。農地法に勝るような後押しをしてくるんだろうか

と思うのですが、国としてはどう考えているのでしょうか。

**○梶原担い手農地対策課長** 基本的な考え方といたしましては、農地は農業生産の重要な生産装置でありまして、農地は農地として使っていくというのが基本的な考え方と思っております。

一方で、農村地域に雇用を生み出すとか、そういったときには農地法とは別の特別法という形で農村産業法などを活用して、農地を転用して工業が進出するというようなことは考えられるかなと思っております。

県内の状況を見ますと、去年は転用の大体3割は植林による転用ということになっておりました。これは農地の維持管理のコストの削減という観点から、植林という手法を選ばれているのかなと思います。

今年、食料・農業・農村基本法も改正されまして、食料安全保障の確保と確立ということが一つ柱として掲げられています。農地は農地として、国民が飢えないために一定量は確保していき、条件の悪い農地は個別の需要に応じて、粗放的な管理などの転用が考えられるのではないかなと考えています。

**○日高委員** 先日、北海道に視察に行ったところ、北海道は平地に木を植えていました。宮崎県で言えば耕作放棄地に植林しているようなイメージで、平らだから木を切るのは簡単なんです。切り立ったところに行かなくていいし、機械さえ置いておけば勝手に木を切ってくれますが、ある程度面積がないといけません。先ほどエリートツリーの話がありましたが、これは成長したら先に縦に伸びるので木が細いようで、これを束ねて植えれば意外と面白いなという気もしますが、農地法とかあるから、かなり厳しいと思っています。

今、町から5分圏内のところに田んぼとか農地があります。農家は、これ以上誰も田植えをやっていく後継者はおらず、今はどうにか営農組合に頼んでいるんですけども、その中の若手の割合が1割とかで、もうできないからとなすりつけられているのが現状です。

農地転用して、無作為に家を建てられるのはあまりよくないと思いますけれども、片や国土交通省ではコンパクト・プラス・ネットワークという考えがあります。農林水産省はその逆で、農地法があるから、やっぱりそんな簡単にいかないわけです。

日向市なんかは中心地の駅周辺の1キロ圏内とか2キロ圏内ぐらいに、田んぼや畑がいっぱいあります。その辺の整合性というのは、ある程度条件を緩和してでも何か考えたほうがいいんじゃないかなというような気はしております。

そうしたら、駅周辺のコンパクトな町に集約ができます。そういった都市計画もあっていいんじゃないかなと思います。農林水産省も国土交通省と考えを合わせながら、お互いの横のつながりを持ってやることも今後必要じゃないかなと思うんですけども、その辺について国はどう思っているのでしょうか。

**○梶原担い手農地対策課長** 農地法の考え方といたしましては、なるべく農業生産に影響が出ないように農地転用を誘導していくというような考え方を取っております。委員おっしゃるような市街地に近い農地につきましては、農地法上の区分では第3種農地ですとかあるいは市街化区域内農地でしたら、転用許可不要ということで届出でよい仕組みになっております。

農林水産省としては、農地として使うエリアはゾーニングして、都市部としては社会経済的に雇用が上がるような土地の使い方をしていく

というようなことかなと思います。

**○日高委員** 線引きをしているから、埋めて宅地にしたら物すごくよいわけですが、やはりそれは難しいです。今言っても解決するような話ではないんですけども、10年後を見据えた将来像を考えたら、やはりそういったところも逆に見据えながら、農業も集約化を進めていきながら、都市と一体的にという、まちづくりにつなげたほうがいいんじゃないですかね。そういったことを国に働きかけることはできないのでしょうか。

**○殿所農政水産部長** 今まさに線引きという話がありましたけれども、私も若い頃、農地転用とか農業振興、農振地域を担当しておりましたが、市町村の中で都市計画区域と農業振興地域をどのようにやるのか、まずそのビジョンが大事なのかなと思います。

その中でルールがあって、これはできる、できないというのはあります。この地域は農業ではなくて、都市計画的にしっかりやっていくんだというようなことを、まずは市町村がしっかり話し合っていていただき、我々県も丁寧に相談に乗りながら、しっかり寄り添った対応をルールの中でやっていくということは、とても大事だと思います。今のようなお話は、しっかり市町村と話をしていきたいと思います。

**○日高委員** 国さえ柔軟になってくれれば、大きく変わると思います。ボトムアップしても、なかなか時間がかかりますので、農林水産省はもう少しそのことを考えていただければと思います。

**○佐藤委員** 資料23ページの長期ビジョン計画の目標、この中に「持続可能な魅力あるみやぎ農業」、「農業・農村の重要性を県民と共有」、「農業の魅力向上」とありますが、これはどう

やってやっていくのでしょうか。

中山間地域、急傾斜地で農業をしている人たちは、この蓋のようなところが農地になります。しかし、その横も管理しているわけです。その草も全部管理しているわけだけれども、農地は上から見たここの部分だけですよね。この辺は、昔は牛がいたので、草を刈って、土手の草は牛に食べさせていました。集落で畜産をやっているところは集約して牛が100頭とかいるところはよいけれども、全く牛がいない集落もあるわけです。

極端な話かもしれませんが、この農地を守るために、この農地で米を作るために、表土の全部の草を刈るわけだけれども、これに対して、上から見たら何もないです。いまだかつて聞いたことないだけだけれども、これを管理する苦勞に対する県とか国の考え方はあるのでしょうか。

**○下田中山間農業振興室長** まさに委員の御指摘のとおり、この100年ぐらいでしょうか、先人たちが水を引いて、ようやくつくってきた水田の産地というのを、水田の面積以上ののり面の管理等で守っているというのを私どもは目の当たりにしてきたところであります。

こちらは、国の中山間地域等直接支払制度を活用しまして、集落の共同作業ということで、のり面の管理等をやっているところでございます。ただ、人口減少が進む中で、なかなか管理も難しくなっております。

今回、改正した基本法においても、農村の振興の中で、基本理念としまして地域社会の維持というものが掲げられております。中山間地域等直接支払制度につきましては、5期対策が終わるところでございまして、次の6期対策に向かって検討が進められています。

そういった中で、この集落の広域化というのを——これはネットワーク化ということですが、こういったものを推進しまして、もっと広域的に管理し、守っていくという概念が出ておりますので、それをしっかり進めていく必要があると考えております。

例えば、本県でも日之影町では、50以上あった集落を5つの広域協定にしまして、非常にうまく運営しているというのも伺っております。

また、県内に今、こういった広域協定が9つございますが、私どもも今、この広域化を推進している中で、例えば小林市、美郷町、都城市の西岳町などが広域化の機運も高まっているところであります。

国の制度をしっかりと活用しまして、地域農業を守ると、中山間地域を守るということで進めてまいりたいと考えております。

**○佐藤委員** 課長が言われるのは非常にありがたいし、そういうことなんです。もう少し踏み込んでいかないと、先人は田んぼの土手に木なんかが生えないぐらいに草はしっかり刈っているんですよ。しかし、日之影町で言えば石垣の村の石垣にさえ、もう木が成長してきました。のり面とか、そういうところの管理がもうできなくなっています。急傾斜地では、米は何とか植えるが、周りの管理はできず、石垣であればもうここから木が出てくるような状況です。

そういう状況が起きているのをこのままにしていたら、もう完全に昔には戻れません。石垣も壊れてしまうというようなことになりますけれども、もう少し踏み込んだ形で、棚田法や中山間地域等直接支払制度、もろもろあるけれども、新たな段階に入っているんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

**○原田農政企画課長** 委員御指摘のとおり、農

業・農村というのは、食料の供給だけではなくて多面的な機能も持っています。これから食料安全保障の確保をしっかりと考えていく上で、そういった農業・農村の持つ機能、役割というものを県民あるいは国民にしっかりと理解を深めていくということが重要だと考えております。

今、中山間地域等直接支払制度の話もありましたけれども、今回、改正された食料・農業・農村基本法の重要な柱のところ、食料安全保障の確保があります。それを進める上での一つの方策として、適正な価格形成の仕組みづくりを国のほうで進めていき、令和7年中の国会提出、法制化を目指して、その仕組みづくりを進めていくという話になっております。

この適正な価格形成というのは、単純に生産者側のほうがこの価格で買ってほしいと言っても、消費者のほうは、需要と供給のバランスがございますので、そのまま「はい」ということにはなりません。重要なのは、それにかかっているコストをしっかりと明確化することだと考えております。

そういった中山間地域で行われている農業・農村を守るための様々な活動にかかるコストも含めて、県のほうとしましても、ホームページや様々な食育の活動等、様々な機を捉えて理解醸成を進めていきたいと考えております。

○佐藤委員 中山間地域の奥に入ってもらえば分かりますが、草がずっと伸びて耕作放棄地が増えてきたところはもう後継者はいなくなってしまうんです。そういうところがどんどん増えてくるから、先ほど荒神委員も言ったけれども、10年後で間に合うのかと、もうここ2～3年の話です。どこの集落も、誰がやるんだろうと、みんなそれを心配しているわけです。みんな毎年、年を取っていくわけですから、早めに

手を打たないと、特に宮崎県の中山間地域はもう守れなくなります。

ましてや、隅々まで行ってもらえば分かりますので、西臼杵支庁をはじめ出先の人材、人員を増強してでも、もっと大事なところを見失わないようにしておかないと、この辺りだけで話していても始まらないと思いますので、現場をしっかりと確認していただきたいと思います。

○中野委員 こういう長期計画というものは、未来は明るい、発展していくということでもつくられます。この文言にしても数字にしても絵にしても、このとおりにいけば最高ですが、なかなかそういかない。

昭和30年代にこの長期計画がスタートしたと思います。その流れで当時のままずっといけば、今はもう最高の農村になっています。宮崎県の人口も相対で減るということで、過去2回ほどピークで117万人というときがありました。それが今103万人ですが、それでも117万人からすれば、たった14～15万人減っただけです。ところが中山間地域は、合併前の市町村単位で見ると、一番ひどいところは8分の1も減っていますよ。そのようにして市町村は、苦しんで苦しんで、ずっと何とか町全体も地域の人も残った人たちでやってきたんです。

今、東京一極集中を一生懸命言って、東京ばかりでは駄目じゃないかと、何とかこの地方に人口が増えないかと——今やっと14～15万人減って騒いでいるけれども、えびの市でさえも3分の1ですから、以前は人口が4万人を超えていたんですよ。いつも言いますが、日本の人口は戦後からすると1.5倍になっています。均衡に発展したとすれば、えびの市も本来ならば、人口6万人の都市であるべきなんですよ。ところが、現在は1万6,000人です。そういう平均か

らすると、うんと少なく、どうしても3分の1に近寄ろうとしています。

県全体で人口も減ってきたから、何とか県も一生懸命取り組んでいるけれども、現実には厳しいものがあるということを認識してやってほしいなと思います。我々は、大体平場で農業をしているけれども、水路の管理とか土手とか急斜面とかはもうほとんどする人がいないんです。高齢者でなかなか草刈りもできません。

そういう環境の中で何とか農地を守ってやってきており、この絵に描いたようなものとは程遠い現実でしょう。だから、現実的にはそういう面を農家がやっていますから、公的な部分のところを、何とか補助するものはないんでしょうか。

農業は多面的機能があるとか、環境の面からも何とかしていかないといけないということで、全体では言うけれども、個々の農家はそうはなっていません。全体的には、いろいろな事業があるけれども、1人当たり、1農家当たりにしたら僅かなもので、それをもらってやっても、それで経営がうまくいくという問題じゃないです。

かといって、未来がないようなことを計画で立てるわけもいきません。だから、そういうジレンマも、県の皆さん方にももちろんあるだろうし、我々も地域を代表して、何とかならんものだろうかということをいつも思いながら、発言しています。

現実的には宮崎県の人口も、近い将来100万人を割るでしょう。100万人を割るときには大騒ぎですよ。しかし、それから数か月したら、喉元過ぎればの状態で、何となくまた次の段階にいき、80万人台、60万人台になり、50万人台を割ってしまう——日本全体をどうかしない限り、日本全体も人口が減るんですからね。人口のシミュ

レーションもそうなっています。意外とそのようになって、なかなか、まあシミュレーションとはすばらしいなと思いながら、この数字の動き等を見ております。

そういう中で宮崎県の農業はどうあるべきかということで、これは計画ですから、計画は計画で何とかしないといけません。計画を立てるときには、スタートの段階で、その数年前のいい数字を基につくって、その計画が終わる最終年度のときには、まだ統計の数字が出ないということで次に行く。そこが一番駄目なんですよ。

だから、この統計の在り方も、数字の在り方も、いろんな国が経済指標とかいろいろな指標を出して、成長率は大体どれくらいと、2～3か月したら出します。県もそのぐらいのスピード感覚で数字を出して、リアルな政策をどんどんやっていき、そしてこの事業計画の見直しとかをしていって、現実性のある計画にしていけないといけません。10か年計画ですから、10年を見通したときの数字となりますが、ちょうど10年後になったときには、その計画が達成したかしなかったかは分からないまま次に行きますからね。

だから、その辺のところをしっかりと把握してもらい、現実はどうだったということをきちんと整理して次の計画をつくり、現状とマッチした計画でどんどんやっていただきたいと思います。

中間においてもこういう厳しさがあるわけだから、そこでどういう政策をするのか、予算をつけるのか、どんなところに人をつぎ込むのか、そういうところを皆さん方はリアルに把握していただいて、その内容が、なるべく計画に近いものになるようにしてしていただきたいと思います。

これが大きく瓦解しないように、途中で大きな見直しをしていただきたいと思います。例えば、たまたまこの前のページに県酪農公社の資料がありますけれども、財産が現実的にはマイナスになっています。何年前からマイナスになっているか知りませんが、酪農というのは、北海道がニュースになるけれども、宮崎県の酪農も大変だと思います。だから、その辺を的確にやっていかないと、宮崎県から乳牛がいなくなりますよ。動物園に行かないと乳牛は見られない——今は和牛と言うけれども、牛というのは動物園に行かないと見られない時代が来るかもしれません。

例えば馬は、我々が若い頃は牛を見つけるのが大変なぐらい馬ばかりでした。農耕馬が中心ですから、肉用馬というのはいなかったわけです。時代とともに耕運機、トラクター、その他のものが動き出して、特に馬がいなくなりました。馬なんていうのは、動物園か競馬場に行かないといけません。馬の絵を描けと言われても、今の子供には描けないかもしれませんし、牛も描けない時代が来るかもしれません。牛の角と耳はどっちが上か下かと聞かれて、農業関係の職員の皆さん方も、パッと描けますか。角と耳はどっちが上にありますか。そのぐらい、現実を見ていないところもある、そういう時代がすぐ来るかもしれません。

だから、そうならないように先ほど来、和牛のことでいろいろ取り組まれており、それがうまくいけばいいと思うんだけど、宮崎県から畜産がなくなれば大変でしょう。米の価格が上がったと言うけれども、来年はまたぐんと下がりますよ。えびの米は昨年が農協の借りた資金で7,300円か7,400円でしたが、今年は1万2,000円ですよ。これは言ったらいけないかも

しませんが、1万2,000円の農協が、果たして1年間これは通るのかなと、言ってしまえば赤字になるので、ようこそこれは宮崎一本の農協に合併したからいいなとは思っているんです。

今の価格では清算金がないと仮渡金ができないと思います。やがて価格は下がりますが、今ではそうしないと集まらないです。鹿児島農協から、外からどんどん借りに来るから、全部農協で集約できないので、1万2,000円を出さんないとしようがないんです。

そういうことで現実 is 厳しいということ、そしてその中での計画はどうだ、見直しはどうだということを真剣に受け止めてやってほしいなと思っております。答弁は要りません。

**○佐藤委員** 資料36ページの野生鳥獣による農林作物等の被害について、環境森林部と農政水産部から出ており、先ほども環境森林部とやり取りをしました。しかし、なぜこんなに鳥獣害が増えてきたのかという原因を、いまだ聞いていないんですけれども、そのあたりはどのように考えているのでしょうか。

**○下田中山間農業振興室長** 本日、金額で報告させていただきましたが、金額は確かに全県的には減っています。ただ、実感としては、26市町村のうち、増えている市町村が8、減っている市町村が18ということで、非常にそういった濃淡もあろうかと思っております。

例えば鹿の話をしみますと、西諸県が県の中でも5割ぐらいを占めており、やはり多くございます。もちろん水稻でありますとか露地野菜でありますとか、そういった作物に由来して被害が発生しているというのはあるんですけれども、九州山地で生息数の密度が増えているというお話も聞いております。

また、一方では耕作放棄地が増える中で、鹿

の生息域が広がっていき、そういった中で密度も増えていくというようなお話も伺っているところでございます。

例えば、防護柵でありますとか捕獲でありますとか、こういったことを総合的にやるのが一番大事なんです、そういった中でもいろいろな複合的な要因で被害が現在の3億円程度で下げ止まっているところでございます。

それから、防護柵でありますとか電気柵でありますとか、そういったところを整備してもなお被害が減らないところについては、一昨年から重点現地支援ということで、重点的な支援を行っています。また、今年から始めているんですが、ICTを使いまして、人口が減る中でもしっかり管理できるような体制に持っていくといったことに取り組んでおりますので、できるだけ被害の低減を図っていきたいと考えているところであります。

**○佐藤委員** 言葉が足りませんでした。私が言いたいのは、ここ数年の被害額とかではなくて、昔は田んぼや山にネットをする必要もなく、田んぼの周りに電柵をする必要もなかったんです。それが、しっかり守らないと野生動物の害ができてきた、その原因です。

ここ10～20年ぐらい、そういう電柵やネットをしないと山が守れない。農地、田んぼに入ると。栗にイノシシが来ると。そういうものが必要でなかった時代から、なぜこうなったのかということです。

**○下田中山間農業振興室長** 対策を講じる前のお話でございますが、環境省の調査によりますと、これはあくまで推計であります、平成20年代の半ばあたりが鹿もイノシシもピークでありまして、それまで急増していたとのこと。鹿については、対策は講じているんですが、な

かなか減少率が低いと伺っています。

イノシシにつきましては、一定の効果というのは見られておりまして、減少にはなっているんですが、依然として高い水準にあるということでもあります。一つは個体数が平成20年代の半ばから後半にかけて急増したということが一つの要因ではないかと考えているところでございます。

**○中野委員** 今いろいろな対策もするけれども、根本的なことをどこか見誤っているのではないかなと思うんです。里山がどんどん崩壊されているということも原因があるかもしれません。

現実的なことを申し上げますが、昭和40年代、我々が若い頃の県議が、鹿を保護してくださいと一般質問をしているんです。「最近、椎葉村でも鹿を見なくなったから、この鹿を保護してください」という質問をしています。

あれからまだ50年です。今から20年ぐらいがピークと言われるけれども、いろいろな政策をしなければ、またばつと鹿が増えます。昔は、鹿も見ようと思っても田舎でも山の中でも見られなかったものが、今は里で見られるようになりました。鹿だけでなく、熊もいろいろあり、ここは熊がいないから分からないですが、中国地方から来た熊もいます。そして北海道のエゾシカもそうです。北海道のヒグマも種が違いうのにやはりそういう状況ですから、何かが狂っているんです。

だから、その辺の根本をどうにかしないと、農業ができません。私の親戚も、カライモを掘ろうと思っていたら、一晩のうちにざっとやられたとのことでした。少しでも食べた跡があれば商売になりませんから。

だから、根本の原因を究明してほしいと思います。いろいろあると思います。どんどん農家

の人口が減っていき、里山に人間が住んでおらず、その分だけハンターも少なくなり、また、天敵の犬もいなくなっている状況です。

だから、その辺の本当のことを調べて対策をしていただき、昔のように、中山間地域でもそういう網を張り巡らさなくても農業ができるようにしてほしいと思うんです。

**○下田中山間農業振興室長** 御指摘ありがとうございます。今の現場を見てみますと、中山間地域のいわゆる集落機能の低下というものが農作物への被害の増にもつながっていると認識はしているところであります。例えばイノシシにしても、電気柵を設置しましても、それに関係なく中に入ってくるという状況も見られており、集落に慣れてしまっているというところがございます。

やはり抜本的な集落機能の低下をいかに防いでいくか、維持していくかというのが大事だと認識しておりまして、これがないと追い払い活動でありますとか、鳥獣を寄せつけない、近づけない集落づくりというのがなかなか困難になります。

中山間地域と先ほど申しました中山間地域等直接支払制度について、今、県内に349協定でございますが、アンケートを取ったところ、今後一番大事な対策として、やはり鳥獣対策が挙げられました。集落の認識としては非常に大きいものがありますので、そういった国の制度等を活用しながら、また、資料28ページに農村RMOという複数の集落がその集落の機能を補完する、そういった取組が県内でも現在3地区で芽生えておりますので、こういったものを横展開しながら、鳥獣に打ち勝つ、鳥獣に負けない集落づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

**○日高委員** 資料32ページに大型給餌船の導入とありますが、これは補助を出してやったのか、それとも宮崎県の持ち物なのでしょうか。

**○西田水産政策課長** こちらは国の「もうかる漁業創設支援事業」を活用して導入された給餌船ということになっており、事業者の持ち物となります。

**○日高委員** これは養殖で使用する船か、それとも沿岸に出ていく餌の補給船か、イメージはどちらですか。

**○西田水産政策課長** こちらは、養殖生けすに陸上から飼料などを運んで、給餌するための作業船的な位置づけの船ということになります。

**○日高委員** 資料43～44ページに流木関係の被害について記載がありますが、海岸等に流木がまだ結構残っています。土木事務所関係はかなりやってもらったんですけれども、漁港関係で、漁港内にまだ流木が浮いています。あれは撤去するのか、それとも自然とどこかに流れていくのを待つのでしょうか。

**○那須漁港漁場整備室長** 漁港内の流木につきましては、一旦、漁業者の協力を得ながら除去したところです。その後また入っているという状況があれば、また漁協等と話しながら撤去等をやっていきたいと思います。

**○日高委員** 流木について、宮崎市の海岸は無傷なんですけど、県北のお倉ヶ浜とかには物すごい流木が浮いています。同じ台風が同じ日に来ているため、県北の流木は、海流に乗って県央の山から来ているんじゃないかと——海流の関係については水産政策課で分かりますか。

**○西田水産政策課長** 流木という目的に特化されているわけではございませんが、海洋レーダーを設置して、操業支援に御活用いただけるような海流情報の観測といったことには取り組ん

でございます。

○日高委員 木崎浜は流木の被害は一切なしで、お倉ヶ浜、伊勢ヶ浜は物すごい流木です。やはり海流だと思うんですね。海流が多分上に上っていると思うのですが、それを調べることはできるんですか。

○西田水産政策課長 短期的な海流の流れは、海洋レーダーで観測されているデータもございますし、あと、ほかの国土交通省系、気象庁とかで広範囲に観測されている潮流データなどがございます。

ただ、そういったものを集めてみて、流木の動きの解明までいけるかどうかというのは、取り組んでみないと分からないところはあるかと思っています。

○日高委員 流木は浜に打ち上がったなら撤去しやすいんですけども、漁港とか岩場とかに打ち上げられたものは、撤去するのがなかなか難しいです。なぜなら、漁港の海に浮かんでものは、堤防に守られているから打ち上がらないため、船に乗っていかないとその流木を撤去できません。この港湾については、農政水産部と県土整備部のどちらの仕事になるんですか。

○那須漁港漁場整備室長 漁港につきましては、農政水産部所管になりますので、我々のほうで対応になります。なお、港湾のほうは県土整備部ということになります。

○日高委員 漁業者へは、最初にある程度自力でやってくれと、それでも間に合わないときには県に言ってもらえればという話ですよ。県も業者に見積りして発注かけてとかが必要で、なかなか言ったからってすぐできるものではないと思いますが、農政水産部として緊急施工で流木の除去というのはできないんですか。

○那須漁港漁場整備室長 状況によりましては、

緊急施工でやることもあると思います。

○日高委員 土木事務所、漁港、港湾事務所で、あそこは早く撤去が終わったけれども、ここは終わらないというのがすぐ出てきます。だから、バランスをとってやってくれないと、「こっちはやったのに、こっちはやっていない」と、我々が言われます。「これは農政水産部だから遅いんです」と言うしかないです。だから、横の連携をとってスピード感を合わせていただければと思います。また台風も来るだろうし、次の台風的时候はそうならないようにぜひよろしくお願いします。

○佐藤委員 獣害について、先ほど言ったように何もしなくてもよかった頃があるので、何か原因があるんだと思います。先ほど室長が言われたように集落に人が少なくなった、空き家が増えたというのものもあるかもしれません。私は、一つの要因として、あの頃は犬を放し飼いにしていたところが多かったのも、イノシシとか鹿とかが里山に下りてくるということがなかったのだと思います。そういったデータとか、調査をしたものはありますでしょうか。

イノシシにしても鹿にしても、犬は相当怖いと思います。昔はああいうのがうろうろして、夕方になったら帰ってきてつなぐとか、そういうことがありました。今は放し飼いが駄目だと思うので犬も少なくなって、また、座敷犬みたいな小さい犬ばかりになっているのかもしれませんが、昔はそういうのが地域にはおり、獣害を防いでたのではないかと思います。そういうデータはないと思うんですけども、何か調べられればどうでしょうか。

○下田中山間農業振興室長 御指摘ありがとうございます。犬に関するデータは持ち合わせていないですが、集落の個数に関するデータはござ

います。これは40戸までしか調べていないんですが、10～40戸の間であれば、集落の共同活動は、ほぼ変わらないというデータがございます。鳥獣害対策にしましても、この割合というのは変わりません。

ただ、1つの集落の戸数が9戸以下に下がりますと、当然と言えば当然なんです、ゼロに向かって急減していきます。そういうことを考えますと、当然生活に密着した犬もそうだと思いますので、そういった集落の人数がやはり大切だと考えております。

さきに中山間地域等直接支払制度の広域化のお話をいたしました、国のほうもネットワーク化ということで、6期対策として来年度から強化したいというようなお話も伺っております。こういったものをしっかり活用して推進することも、獣害対策につながる一つの方策ではないかと考えているところでございます。

**○佐藤委員** いなかった時期があるわけですが、下りてこなかっただけで、山にはいたはずなので、そういう原因は何なのかというのが必ずあるはず。熊もやけに出てきており、あれも原因があるはず。よろしくお願いします。

**○中野委員** 私も猟犬がいなくなったことが原因だと思い、必要だと思います。思い切って、特区をつくって、犬を飼った人には1匹当たり30万ぐらいの年間補助をすれば、みんな喜んで犬を養うと思います。そして、それを夜は放し飼いをしてもいいとすればいなくなると思います。

だから、そういう実験を含めて、何かそういう許可を取ってどこかで——市町村単位がいいけれども、モデル的にやってみるのはどうでしょうか。

天敵がいなくなったから鹿やイノシシが出てくるんだと思います。犬という天敵をつくれば、

来なくなるんじゃないかなと思います。里に来ればおいしい草も生えていて、一回食べたら忘れないものだから幾らでも食べるでしょう。山奥では食べ物は制限されるから、昔はそうそう増えなかったと思うんです。

だから、昔に戻そうとすれば、いわゆる里山には絶対入らないようにすると、イノシシとか鹿とかそういうものが自然に淘汰されていき、うんと減るんじゃないかなと思います。そうするとまた、日之影町辺りから出てきた県議が、鹿の保護についてという質問をするかもしれませんが、そういう時代をつくってほしいと思います。

いろいろ制約はあると思うけれども、何かそういう特別事業をやってほしいと思うんです。特区というのは今できるのかどうか分かりませんが、県版でぜひお願いします。

**○川畑農政水産部次長(総括)** 斬新な提言ありがとうございます。委員御指摘のとおり難しい面もあるかと思いますが、そういった佐藤委員からあった分析がどうなっているかということも含めまして、いろいろな角度から、改めて過去はどうだったのか今後どうすべきかということは、トータルでしっかり研究してまいりたいと思います。

**○内田委員長** 資料40ページの地震、台風について、現在進行形ですので聞いておきたいことが何点かあります。

1つは、9月5日に国のほうへ要望していただいているんですが、これは竜巻も含めて地震と台風、その2つをまとめて要望しているのでしょうか。それとも台風だけでしょうか。

**○原田農政企画課長** 9月5日につきましては、台風のみでございます。

**○内田委員長** ということは、竜巻の被害は激

甚災害指定にはかからないということですか。  
うまくいけば、台風だけにかかるんですか。

**○原田農政企画課長** 9月5日につきましては、台風第10号に関する要望でございまして、それに伴いまして北の突風、竜巻等に思われるものについても含めた形で要望しているところでございます。

**○内田委員長** 岸田総理大臣と防災担当大臣のほうだったと思うんですが、5年前に延岡市で竜巻の災害があったときに、国土交通大臣、農林水産大臣もすぐ来ていただいて、2～3週間後、1か月もかからずに激甚災害指定をつけていただいたという経緯があって、メディアも大分取り上げていただいたりとかありました。今回は国土交通大臣、農林水産大臣のほうに提出しなかったり、来ていただいていたたりしていないと思われるんですけれども、いかがでしょうか。

**○原田農政企画課長** 今回、国に要望したのは9月5日ということで、被害の全容も全くつかめていない状況でした。しかも、今回につきましては局所的に突風の被害もあったというところで、緊急的に知事が宮崎市長とともに内閣総理大臣と防災担当大臣へ要望に行ったところでございます。

令和4年の台風第14号のときにつきましては、あらかじめ被害の全容を把握した状態で、それに対して農林水産大臣につきましても、具体的にこういった事業について配慮をいただきたいというような要望をしたところでございます。

そういったところにつきましては、今、被害の全容につきまして、関係機関、市町村とも連携して被害の確定作業をやっていますので、その被害の状況を踏まえまして、また検討してまいりたいと考えています。

**○内田委員長** ということは、被害状況が全部出そろってから、指定いただけるというような流れになるんですか。被害に遭われた方々はそれを待っているような状況なんですか。

**○原田農政企画課長** 今、委員長がおっしゃられたのは激甚災害の指定の話かと思います。激甚災害につきましては、一県の話ではなくて、全国的な被害の状況も踏まえて国のほうで指定をするかどうかを検討されると伺っております。今回につきましては、宮崎県のほうから激甚指定の要望はしたというところでございます。それに対して国のほうがどういう判断をするかということについては、まだ聞いていないところでございます。

**○内田委員長** 延岡市の例を挙げると、多分千葉県の鉄塔が倒れて1週間後だったということで、流れがあつてすぐに指定されたというような経緯だったんじゃないかなと思います。ハウス農家に対して96～97%ぐらい補助がついたと思います。たしか地元の国会議員が大臣でいらっしゃったということもあって、あのときはスピード感があつたなという覚えがあるんです。

例えばキュウリ農家は、それを使ってAIに踏み込めたりとかして、今も頑張っているんですけれども、あのときは補助額もたくさんあつたというようなことで、今回は全然つかなかったとか、そういうことにならないかなという心配もあつたりするんですが、手応えみたいなものはありますか。

**○原田農政企画課長** 激甚災害の指定につきましては、先ほど申し上げたとおり、まだ私の方には情報が入ってきていないというところでございます。

また、国のほうにつきましては、激甚災害の指定にならなくても使える補助事業というよう

なものもございます。

そういったところも含めまして、今後、生産者のほうにも話を伺って、共済保険の適応の状況だとか過去の県の対応、あるいは市町村の対応等も踏まえて、早期の経営再開に向けて必要な支援に取り組んでいきたいと考えております。

**○内田委員長** 5%でも10%でも多く補助がつくといいなということもあるし、いろいろな情報も出回ったりとか、地域で差があったりしてもいけないという思いもあります。激甚災害指定を受けるのと受けないのとではまた全然違うので、いい流れで努力をしていただきたいという思いもあって質問させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

**○脇谷委員** 激甚災害は全国的なもので、国のほうから指定があつて、つまり被害状況が分かってから激甚災害があるんでしょうけれども、農政水産部が国へ要望しているという形で言われましたが、そのほかの部署もやっていただいているということでもいいんですか。

**○原田農政企画課長** 国への要望については宮崎県として要望しております。こちらは農政水産部の報告ですので農政水産部関係以外は資料に記載はありませんけれども、それ以外の商工関係だったり福祉関係だったり、その他もろもろ全て含めた形で要望はしております。

**○脇谷委員** 商工だとか建設だとかいろんなところからの要望を受けて出したとして、農政が多く欲しいような場合は、取り合いになるとかそんな感じはあるんですか。

**○原田農政企画課長** これまで財源の枠が決まっていて、それを各部で復旧に関して取り合ったという話は、私は承知していないところでございます。

**○脇谷委員** ということは、農政というか養鰻

業のほうもすごい被害が出ましたけれども、そういった建設に関しても商業に関しても農政に関しても、様々なところの被害の把握をした段階で国から下りてくるのを待つだけという感じでいいんでしょうか。

**○原田農政企画課長** 9月5日のこの要望につきましては、宮崎県のほうに非常に大規模な台風が来たということで、まず第一弾として内閣総理大臣と防災担当大臣に大枠として災害復旧に必要な予算の確保をお願いしますというようなことをしたところでございます。

また、その後、繰り返しになりますけれども、今被害の全容について確定の作業をしているところでございますので、そこについて生産者のほうにも話をお伺いしながら、国のほうにまた改めて要望することも検討していきたいと考えております。

**○日高委員** 激甚災害に死者数とか規模とかがあり、全国的に宮崎県とどことどこで、どのくらいの規模だとかあるじゃないですか。実際に、前回の台風第14号の激甚災害のときは、すぐ激甚災害にぎりぎり入るんじゃないかぐらいかなり要望していたんですよね。今回は被害が発生してからかなりたっているんで、もうそこまで届かないというのもあるんじゃないですか。

だから、近々もう一回また台風が来て、合わせて激甚災害に指定される可能性もあるんですよ。激甚災害に指定されないものについては、他に何かいい事業があつて、そこに向けてこういった支援がもっと拡充できればということで、要望に行きましたということなのかなと思うんですけれども、違うんですかね。

**○原田農政企画課長** 前回、令和4年台風第14号のときに、農業関係で言いますと被害総額は約160億円となっております。それと比較すると、

速報ではございますけれども、今回は30億円弱というところですよ。激甚災害に指定されるかどうかということについては、繰り返しになります、今の段階で情報は入っておりません。

ただ、委員の御指摘のとおり、激甚災害にならなくても国のほうに災害復旧に使える事業について、採択とかそういったことについて配慮をお願いしたいという要望については、また改めて行くことを検討したいと考えております。

**○日高委員** 前の台風第14号は、どこかがかなり被害があり、それとやはり抱き合わせになったんです。あれでもかなりぎりぎり激甚災害になりました。そんなこともあるから、今は激甚災害になろうがならまいが、人ごとじゃなくて、やはりしっかりと知事が先頭になって、一生懸命やることです。本当にちゃんと要望しているのかなと疑問です。大丈夫ですか。

しっかりとやって、早く予算がついたら届けてやらないと、今回のこの9月議会で予備費があるんでしょ、災害補填の基金とかそのようなものでいち早くやって、国から立替え払いして後からもらえばいい話なのに、その辺りは財政サイドもどうなんですか。何のための災害の基金なのかなと思います。

**○原田農政企画課長** 今回の被害については、先ほどから繰り返しになりますけれども、台風や突風等の被害、局所的にもあって、非常に局所的には甚大な被害も出ているところでございます。

そこについて、農政サイドでも早期再開に向けて必要な支援を――激甚災害に指定されるかどうかというところは、仮に指定されなくてもしっかりと必要な支援についてはやっていきたいと考えております。

**○日高委員** 大体の被害額があるのだから、後

でどのくらい返ってくるか分からないけれども、今回の9月議会に議案を上げてどんどん先にやる、それぐらい少し思い切ったことをやってもいいんじゃないかなと思います。今回、そんな話は農政サイドから財政サイドに全く出なかったんですか。

**○原田農政企画課長** 今回の台風につきまして、台風から被害の確定の間に9月議会が入っているということで、9月議会の補正のところには台風被害の対策は入っていないところではございます。繰り返しになりますけれども、被害の確定に向けて作業を進めていく中で、様々な状況も踏まえて生産者のほうに寄り添った支援をしていきたいと考えております。

**○内田委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○内田委員長** それでは、以上をもちまして、農政水産部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時46分休憩

---

午後3時51分再開

**○内田委員長** 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うこととなっておりますので、24日火曜日に行いたいと思います。開会時刻は午後1時からとしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○内田委員長** それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○内田委員長** 何もないようですので、本日の委員会を終了いたします。

午後3時52分散会

令和6年9月24日(火曜日)

---

午後0時59分開会

---

出席委員(8人)

|         |         |
|---------|---------|
| 委 員 長   | 内 田 理 佐 |
| 副 委 員 長 | 永 山 敏 郎 |
| 委 員     | 中 野 一 則 |
| 委 員     | 日 高 博 之 |
| 委 員     | 佐 藤 雅 洋 |
| 委 員     | 荒 神 稔   |
| 委 員     | 工 藤 隆 久 |
| 委 員     | 脇 谷 のりこ |

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

---

事務局職員出席者

|         |         |
|---------|---------|
| 議事課主任主事 | 増 村 竜 史 |
| 議事課主任主事 | 青 野 奈 月 |

---

○内田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

議案等の採決の前に、9月19日木曜日の常任委員会にて資料要求のありました一般社団法人宮崎県林業公社に関する資料について、委員会終了後、執行部へ確認したところ、平成23年度及び平成26年度の当時の林業公社の在り方に関する資料に加え、令和50年度までのシミュレーション資料も提供可能であるとの回答がございました。つきましては、令和50年度までのシミュレーション資料について、平成23年度及び平成26年度当時の林業公社の在り方に関する資料と同様に全委員へ用意でき次第、配付いただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、議案等の採決を行いますが、採決の前に、賛否も含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

---

午後1時0分再開

○内田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括でよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、一括で行います。

議案第1号及び議案第21号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号及び議案第21号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

---

午後1時1分再開

○内田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御

一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査については、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、10月29日火曜日に予定されております閉会中の委員会につきまして御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時2分休憩

---

午後1時13分再開

○内田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

10月29日火曜日の閉会中の委員会につきましては、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時13分休憩

---

午後1時17分再開

○内田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 何もないようですので、以上で委員会を閉会いたします。

午後1時17分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長      内 田 理 佐

